

はじめ、應仁前後、義政が非政の多かりしは、貞親の勸誘する所多きに由れり。山名宗全等、連署して其の奸を訴へ、之を誅せんとするに及び、懼れて遁走し、後、細川勝元の軍に投じて舊職に復し、文明五年に卒せり。

(13) 畠山政長

(三三高師) 將軍義政の時、畠山持國の養子たりしが、義就生るゝに及びて、互に家督の相續を争ひ、紛擾已む時なかりしも、細川勝元の援を得、志を達して管領となり、應仁元年、義就と兵を構へて、遂に應仁の大亂を惹起せり。文明年間、再び管領となりしが、後、畠山義豊と戦ひ、破れ、自殺したり。

(14) 東常縁

(三七檢本) 足利時代中期の、有名なる歌人にして、後土御門天皇に、和歌再興の道を説き、或は諸譜紳の師となりて、和歌を諸家に傳授し、或は宗祇に古今和歌集を授けて、古今傳授の端を開くなど、其の功多かりき。康正中、千葉氏分れて兩流となり、下總大に亂るるや、常縁亦、千葉氏の出なるを以て、馳せ赴きて之を鎮定したることあり。其の著、歌集誦すべし。

(15) 八幡船

(四一海機) バン船と讀み、足利時代に於て、明、朝鮮の沿岸を侵したる倭寇の船を、彼の國人の呼べる名なり。船上、八幡大菩薩の旗を懸したるを以て、此の名あり。

(16) 大内義興

(四一山高商) 足利時代の末世、防、長、豊、筑、藝、石を併領したる勢力家にして、將軍義植の來り投ずるや、永正年間、之を奉じて入京し、義澄、澄元等を追ひ、義植をして復職せしめ、自ら將軍を讓り、天寶の材武を以て、京畿を鎮撫し、居ること十一年、紀綱張り、威令大に行はれしも、尼子氏が、其の領土を侵蝕するを聞きて國に歸り、交戦數年に亘り、尋で、少貳、大友等と豊筑の間に戦ひ、武名最も高かりき。而して、身は兵馬の間にありて、更に文學を奨勵し、暗世の明星たりしは、偉とするに足れり。

(17) 北條早雲

(四〇女高師) 室町時代一六の初段を見よ。

(18) 細川澄元

(三四檢本) 細川政元の養子にして、澄之、高國の二人亦、政元の養子たりしが、澄之等の政元を弑するや、三好長輝等と計りて、澄之を殺し、管領の榮職に上りぬ。高國、足利義植を奉じて入京するに及び、破れて阿波に走り、後、赤松氏の援を得て、高國を破りしも、再び高國等に破られて阿波に走り、二十五歳にして死せり。

(19) 細川高國

(三六檢本) 細川政元の養子なりしが、他の養子澄元と隙あり。永正五年、大内義興と共に、前將軍義植を奉じて京師に入り、澄元と戦ひて互に勝敗あり、澄元死するに及び、專横にして義植を追ひ、義晴を迎立して、管領たりしが、澄元の子晴元と、屢々京師を

争ひ、後、破れて死せり。

(20) 小弓

(四〇檢本) 下總國千葉郡生實濱野村にある地名なり。足利氏の末世、古我公方、政氏の子義明、父兄と善からず、陸奥に走りしが、諸將に推されて歸國し、二總の地を略して、此の地に據り、小弓御所と稱せし所なり。

(21) 僧策彦

(三三檢本) 京都天龍寺の僧にして、天文年間、足利義晴の命を承けて明に使し、珍書を齎し歸りし人なり。又、頗る碩學にして詩文を能くし、入明の日録あり。

(22) 長尾爲景

(三九檢豫) 有名なる上杉謙信の父にして、上杉房定に仕へたり。寵衰ふるに及んで、去つて黨を集め、越後の邑里を侵掠し、守護上杉房能を殺し、管領上杉顯定の來り伐つや、激撃して敗死せしめ、深く國人の信用を得て、越後は全く其の制する所となりしが、後、一向宗徒と戦ひて戦死せり。

(23) 種子島

(四〇女高師) 大隅國の海島にして、今の熊本郡なり。奈良朝の初め、他の諸島を合して多禰國といひ、平安朝の始に、大隅に隸屬し、後、或は近衛氏の莊園となり、或は北條氏の領邑となりしが、北條山政、種子島氏を此の地に封じてより、子孫相つぎて時勢に至り、天文十二年、葡萄牙人、始めて此の地に來り、鐵砲を傳へしより、其の名始めて史上に

高し。

(24) 北條氏康

(三六高師) 北條早雲の孫なり。幼にして封を襲ひ、深沈にして大度あり、河越の役、寡を以て兩上杉氏の大軍を粉碎し、威名頓に高く、遂に兩上杉氏を亡ぼし、古我公方を攻めて晴氏を捕へ、永祿三年、上杉輝虎の侵入するや、小田原に退き、持久の策を以て之を疲らし、後、里見義弘等を鴻臺に破りて、關八州を略有し、勢威最も猛烈を極め、北條氏の最盛期を開けり。

(25) 三形原

(三九地幼) 静岡縣遠江國にある地名にして、元龜三年、武田信玄、大舉して徳川家康を討ち、大に之を破りし所なり。

織豊時代

一 織田信長勤王の事蹟(三七士官、三九檢本)

(一) 應仁以來、兵革相續きて、宮闕の頽廢したるを嘆き、之を造營したり。

織豊時代

(二) 朝儀の廢絶したるを興し、公卿の流浪したるを招致し、采邑を還附したり。

(三) 朝廷供御の料として、丹波國の田地若干を獻じたり。

(四) 伊勢神宮の造營、久しく中絶したれば、錢三十貫を供して之を改造し二十年毎に改造の舊制に復して、正遷宮の儀を行ひたり。

二 元龜天正の間に於ける顯著なる戰跡と其

原因結果を略記せよ(三四商船)

(一) 姊川の戰 織田信長が四方征服の頃、越前の朝倉氏、猶屈せざりしかば、元龜元年、信長は、徳川家康を誘ひて、越前に向ひしに、近江の淺井長政、虚に乗じて兵を擧げ、朝倉氏の援兵を得て、信長を滅さんとしたれば、兩軍大に姊川に戦ひ、其の結果、淺井、朝倉は全く敗亡し、信長は近畿に於て、第一の勢力を得、家康も亦、武名頓に擧りぬ。

(二) 三形ヶ原の戰 武田信玄、上京して霸權を握らん爲めに、遠江に出兵し、徳川氏の領内を侵したるより、家康は、信長の援軍を得て、元龜三年、大に三形ヶ原に邀撃したれども、武田氏の大勝に歸したりき。されど、信玄は間もなく歿し、却て家康の武名は、益々揚れり。

(三) 長篠の戰 武田勝頼、父信玄の志を嗣ぎて、四隣を攻略し、天正三年、三河の長篠城を圍みたれば、家康は、信長と共に激しく之を伐ち破れり。此の役や、武田氏の勇將猛卒、多くは戰死し、衰亡の原因をなせり。

(四) 山崎の戰 室町時代一五の三を見よ。

(五) 賤ヶ岳の戰 山崎の戦後、秀吉の威名獨り盛なれば、織田信孝、柴田勝家等之を忌み、秀吉を滅さんとして起り、天平十一年、兩軍近江の賤ヶ岳に激戦したるに、勝家は、大敗して間もなく亡び、信孝も亦自殺

し、秀吉の威勢、自ら海内の諸侯を壓するに至れり。

六) 小牧の戦 室町時代一五の四を見よ。

七) 秀吉の九州征伐 九州にては、島津氏、獨り威を振ひたれば、大友、隆造寺兩氏は、之を秀吉に訴へ、秀吉は、天正十五年、九州征伐の軍を發して、之を平定したり。

八) 小田原征伐 秀吉、殆んど天下を平定したれども、獨り關東の北條氏、命を奉ぜざりしかば、怒りて之を征し、天正十八年、北條氏を滅したり。此の時、伊達政宗も亦、來り降れるを以て、全國殘る限なく豊臣氏に服しぬ。

三 織田信長の佛教徒及び耶蘇教徒に對する

態度(三三三檢豫)

信長の宗教に對する態度は、都て政治上に關係せり。佛教は、一向宗徒

蜂起以來、諸寺干戈を執りて争ひ、京畿の大寺中には、素行修まらざる無頼の僧徒多く、殊に叡山は、豪奢濫行を極め、其の淺井、朝倉と謀を通じて兵を聚むるや、公然、婦女肉菹を貯へ、犒師と稱して、惡行濫姦、至らざるなし。信長怒り、必ず之を滅さんと欲し、桓武以來、王城の鎮護たるを以て、衆皆疑懼せしも、吾れ櫛風沐雨して王事に勤むるに、彼等律を破りて、政を紊すは、國の蠹賊なりと罵り、元龜二年、四面より合圍し、僧侶婦女を捕へ、盡く之を斬殺して、滿山を赭にせり。又、一向宗徒も、僧光佐、大阪に據りて山徒に應じてより、諸國の宗徒蜂起し、死力を盡して信長に抗し、伊勢長島一揆、最も強かりしが、二年の後、信長の軍に平げられ、又、高野山も、信長の攻伐を受け、獨り淨土宗は、政治上の害なかりしを以て、安全なるを得たり。

耶蘇教に對しては、傳來後、日未だ淺きに拘らず、信長は、之を保護獎

勵力を欲し。是れ(一)耶蘇教を政治に利用せんとし。(二)且つ外國の新智識を得んと欲し。(三)又、外國人をも服従すといふ名譽心に驅られし爲めにし、之を政治上に利用するにも、一は本願寺の如き勢力ある宗教に對し、一は之を利用して、敵を服従せしむる目的を有したるなり。されば、京都、安土等に、耶蘇教徒の根據地を與へ、殊に京都には、永祿寺(後に南蠻寺)を建てて、布教を奨勵し、大に之を保護し、佛教徒に對する反對の態度に出でたり。

四 小牧の戰(四一士官)

室町時代一五の四を敷衍せよ。

五 豊臣秀吉の對外政策(三七外語)

秀吉、内國の群雄漸次平定するに及び、明を伐つ志を生じ、九州征服の年、對馬國主宗義智に命じ、朝鮮國王に諭して嚮導をなさしめんとせ

しも、朝鮮は、明の強大を怖るるが故に、命に應ぜざりき。是に於て、秀吉、先づ朝鮮を征せんことを圖り、關東を征服して、全國平定に歸するや、關白を辭じ、文祿元年、大舉して朝鮮を征し、朝鮮及び明の援軍を伐ち破り、四年の後、一旦媾和せんとしたれども、和約の條件一致せずして、再び朝鮮を伐ちしが、秀吉薨するに及び、我が軍は、武勇の名を残すの外、何等の功なくして歸國せり。

六 文祿の役に於ける媾和の條件(三六檢豫)

- 一、明の皇女を、我が國天皇の后妃とすること。
- 二、足利時代に於ける如く、勘合符によりて、官船商舶を通ずること。
- 三、日明の通好、異變なきを期し、兩國の大臣、互に誓紙を交換すること。
- 四、朝鮮の北四道を還し、日本は南四道を領有すること。
- 五、朝鮮王子並に大臣一兩人、質となりて、日本へ來ること。

六、日本の生擒せし朝鮮王子二人を、朝鮮へ還すこと。

七、朝鮮國王の權臣は、累世違約せざることを、誓紙に認るること。

七 秀吉の朝鮮再征の軍を起し、事情(三三檢本)

文祿元年、豊臣秀吉、朝鮮征伐の軍を發するや、我が軍、連戰連勝して、韓土を蹂躪し、明の援兵を破り、鷄林八道、將に我が領土たらんとする形勢なりしに、明の沈惟敬と、我が小西行長との間に、奇怪なる和議起り、明の神宗は、惟敬に欺かれて、太閤降服すと思ひ、太閤は、行長等に欺かれて、明より和を願へりと思ひ、我が諸將は、都城を棄てて退き、明も亦其の兵を減じぬ。かくて、秀吉は、和約の條件七條を附與して、(織豊時代の六を参照せよ。)南韓四道を割取し、勘合符を復し、且つ、明廷をして昔の百濟新羅の如く、入貢せしむると同時に、自ら明王となり得んことを所期したりしに、慶長元年八月、明使來朝して、其の璽書に、秀吉

を封じて日本國王と爲すの語あるを見るに及びて激憤し、更に朝鮮王子の來謝せざるを怒りて、和議忽ち破れ、再び朝鮮を征するに至りしなり。

八 豊臣秀吉朝鮮征伐の失敗は何に原因する

か(四〇海兵)

原因として、諸將の不和、兵員金穀の不足等もあれども、主たる原因は、海軍の不振にあり。而して、海軍の不振は、統卒其の人を得ざりしと、戦艦の不完全なりしとにありき。藤堂高虎、加藤嘉明、九鬼嘉隆等ありしと雖も、相一致せずして功を争ひ、戦艦は、朝鮮の其れの如く堅實ならざりしなり。されば、陸軍が、平壤以北まで進みたりしに反じ、海軍は、巨濟島附近に於て、朝鮮の名將李舜臣に遮ぎられ、陸軍との連絡を取ることも能はざりき。

九 皇紀以降徳川時代に至るまで我國人の外征

を試みしは幾たびありしか各其顛末を略述せよ(三四商船)

神功皇の三韓征伐と、豊臣秀吉の朝鮮征伐との二あり。

(一)神功皇后の三韓征伐 上古、仲哀天皇の頃、熊襲は、新羅の後援を得て、屢々反したれば、神功皇后は、仲哀天皇の喪を秘し、寧ろ新羅を討たば、熊襲は、自ら潰へんと思召され、皇紀八六〇年、外征の師を起し、肥國松浦瀉より舟を艤し、對島の和珥津を経て、新羅に向ひ給ひたり。新羅王波沙寐錦、大に恐れ、戦はずして出て降り、毎年貢船を進めんことを誓ひ、百濟も亦、風を望んで來降したれば、皇后は、新羅を馬飼部となし、百濟を渡りの官家と定めて凱旋し給ひ、是れより韓土は、全く我が版圖に歸せり。

(二)秀吉の朝鮮征伐 織豊時代の五、六、七、八、を参照せよ

一〇 豊臣時代に於ける工藝の一斑(三三三東高商)

豊臣時代の工藝は、一種豪邁の氣を帯び、桃山時代の稱を以て、明かに他の時代と區別することを得べし。先づ天正四年、織田信長が、安土城に天主閣を築きて、築城法に一新面を開きしより、續いて、秀吉の造營せる大阪城、聚樂第、伏見城の如き、皆宏麗莊大にして、慥かに築城法の進歩を示し、長押、鴨居は、凡て黒漆にて塗り、其の上に蒔繪を施し、襖を金粉にて張り付けたるが如き、建築及び裝飾は、桃山式の特徴なりとす。而して、寺院としては、方廣寺の大佛殿を唯一の著例とす。秀吉、又、茶湯を好み、珍器を玩びしより、上下各分に從ひて數寄を盡し、風流を競ひ、趣向を凝らし、茶事頗る盛となり、從ひて、美術工藝の進歩を促せり。

雜 (人名地名辭名等)

織豊時代

一七八

- (1) 長篠 (四〇地幼) 愛知縣三河國にある地名にして、天正三年、徳川家康、織田信長連合して、甲斐の武田勝頼と激戦して、大に之を破りたる所なり。
- (2) 天目山 (四〇地幼) 山梨縣にある山名にして、天正十年、織田信長、甲斐に侵入して、徳川家康等と共に、屢々武田氏の軍を破りしに、勝頼部下四十二人と共に、此の山に逃れ來りて戦死し、武田氏の滅亡したる所なり。
- (3) 安土 (四〇女高師) 近江國蒲生郡にある地名にして、天正四年、織田信長、城を築きて之に居り、天下に號令せし所なり。其の作れる天主閣は、高さ十七丈に達して、有名なるものなり。
- (4) 南蠻寺 (三五士官) 織田信長、耶蘇教の布宣を許し、永祿十一年、其の會堂を京都に建てしもの、即ち永祿寺にして、後、南蠻寺と改めたり。晩年、稍々宗旨を疑ひしが、天正十五年に至り、豊臣秀吉は、耶蘇教の害を覺り、斷然之を禁止して、此の寺を破却せり。
- (5) 建勳神社 (三五士官) 織田信長を祀れる神社にして、明治二年、朝廷より賜ひし號なり。
- (6) 賤ヶ岳 (三九地幼) 近江國伊香郡伊香具、余吳の二村に跨る山路にして、天正十一年、羽柴秀吉、此の地に於て、柴田勝家の將、佐久間盛政を破りし名高き古戰場なり。

- (7) 小牧山 (三九專檢) 尾張國東春日井郡にある山名にして、天正十二年、織田信雄、豊臣秀吉と怨を構ふるや、徳川家康、信雄を援けて此の地に陣し、秀吉の大軍を拒ぎしを以て著名なり。
- (8) 細川幽齋 (四一商船) 本名を藤孝といひ、始め、足利義晴に近侍したりしが、義輝の弑に逢ふや、近江に走り、遂に織田信長に仕へ、戦功を以て丹後に封ぜられぬ。信長の弑せられし時、之を悲みて僧となり、幽齋と號して、豊臣秀吉に近侍せり。幽齋、深く武家の古實に熟達し、文を善くし、殊に歌道の奥義を極め、實に文武兼備の人なりき。
- (9) 豊臣秀吉天下一統の年代 (四〇女高師) 紀元二二五〇年なり。
- (10) 五奉行 (三六檢本) 豊臣時代職制の一にして、前田玄以は、京都所司代となりて、市政及び社寺の事を掌り、長束正家は、金穀の事を掌り、淺野長政、石田三成、増田長盛は、法令、土木、訴訟の事を分掌せるもの、即ち是れなり。
- (11) 西曆世紀にて豊臣秀吉の朝鮮征伐の年代 (三九海機) 西曆十六世紀なり。
- (12) 豊國神社 (三五士官) 豊臣秀吉を祭れる神社にして、京都阿彌陀峰にあり。
- (13) 原田孫七郎 (四〇山高商) 肥後の人にして、天正以來、南洋諸島の間に往來し、頗る

織豊時代

一七九

西班牙語に通じ、耶穌教徒の眞意、國土を侵辱するにあるを知りて、之を豊臣秀吉に告げ、呂宋を征伐せしめんと欲し、彼我の間に往復したりしが、秀吉薨するに及びて、目的を達せざりき

(14) 伊達政宗

(三七海機)

天正年間、奥州に於て勢力最も強く、豊臣秀吉之を招けども到ら

ざりしが、小田原征伐の時、馳せ往きて秀吉に降れり。文祿の役、朝鮮に渡り、晋州城を攻めて功あり。秀吉の薨後、徳川家康に従ひ、關ヶ原の役、上杉氏に當り、大阪の役、先驅となり、秀頼の招きに應せずして、大に家康の爲めに盡せり。政宗大志あり、天下定まり、内地に於ては、既に事の爲す可らざるを見、南蠻を征せんと欲し、先づ其の臣支倉常長をして、信教に事よせて羅馬に遣はし、外國を視察せしめしことありき。(江戸幕府時代雜の(2)を参照せよ)

江戸幕府時代

一 徳川家康幼時の境遇(三六女檢本)

家康は、松平廣忠の第一子にして、幼名を竹千代といへり。廣忠、三河の岡崎を領し、今川、織田兩強國の間に介在するを以て、今川氏に屬して、織田氏の侵掠を防ぎしが、今川氏の質子を徴するに會ひ、纔に六歳なる家康、出でて駿河に赴きたり。然るに、途中奪はれて尾張に送られ、禁錮の身となり、頗る困苦を嘗め、尋で、父、廣忠の訃音に接して、哀慕悲悼、殆んど成人の如かりき。今川、織田の兩氏和するに及び、歸國することを得たれども、復た、出でて駿河に質となり、爾來十九歳に至るまで、殆んど今川氏の被官の如き待遇を受けたり。其の間、十六歳の時に元服し、今川氏の族將、關口親永の女を娶り、永祿二年、今川義元の織田信長を攻むるや、家康も従つて軍功ありき。三年、義元戦死するに及んで、始めて國に歸ることを得、是れより、今川氏に背きて、織田氏と和し、次第に其の名を成せり。

二 關ヶ原の戦の原因と結果 (三五外語)

原因 複雑にして摘要すること困難なれども、(一)秀吉の薨後、徳川家康、庶政を執り、前田利家、秀頼を輔導せしが、利家の死後、家康の威望獨り高く、勢に任かせて専權の行動ありしかば、他の大老、奉行等之を詰責して、家康を忌める者多く、(二)豊臣氏は、秀頼は幼く、淀君は素行修らず、諸將は、將來を危みて、私かに自立せんことを圖るの傾向を生じ、(三)豊臣氏の舊臣は、文臣武將の軋轢ありて、紛擾相繼ぎ、家康巧みに兩者の間を調停したりしに、(四)石田三成は、武將の憎怨を顧みず、夙に家康の深謀を看破して、豊臣氏の爲めに之を除かんことを計り、上杉景勝と通じて、遂に此の大戦を生ぜしめしなり。

結果 (一)家康大勝利を得、(二)石田、小西、長束等の主謀者を斬り、毛利、浮田、島津、長曾我部、上杉、佐竹、等を糺罪滅封し、(三)大に有功の將

士を加封したれば、(四)徳川氏の威望頓に揚りて、基礎茲に確立し、三百年間、江戸幕府の基を開きたり。

三 關ヶ原の戦(三八中幼)

原因 結果は、江戸幕府時代の二を見よ。戦況は左の如し。
上杉景勝の兵を會津に擧ぐるや、家康、自ら東征せしが、石田三成、計劃圖に當れるを喜び、虚に乗じて西國の諸將を集め、十二萬餘人を得て、伏見城を陥れ、進んで美濃に出てたり。時に、家康は、下野の小山にありしが、庶子秀康を留めて、上杉氏に當らしめ、自ら東海道を下り、子秀忠をして中山道より進ましめ、家康、先づ八萬餘人の兵を率ひて至れば、三成も亦、兵を進めて、慶長五年九月十五日、兩軍大に關ヶ原に會戦せり。兩軍の勝敗、容易に決せざりしに、小早川秀秋等の東軍に應ずるに及んで、遂に西軍の大敗となれり。

備考、時間に餘裕ありと見ば、井伊直政、本多忠勝、福島正則、黒田長政、細川忠興、淺野幸長、山内一豊等の如き東軍の將、及び小西行長、長束正家、浮田秀家、島津義弘、大谷吉隆、長曾我部盛親、安國寺惠瓊等の如き西軍の將の名をも、記入すべし。

四 大阪冬陣並に夏陣の原因を問ふ(四一第一高學)

(一)冬陣の原因 關ヶ原役後、家康、天下の大政を握りきと雖も、豊臣秀頼、儼然として大阪城に在るあり、諸侯の中には、太閤の舊恩を思ふて心を寄するものもありて、實に、徳川氏の一大障害たりき。されば、家康は、早晚、大阪を亡ぼさんことを期したるに、恰も好し、方廣寺焼けたれば、秀頼に勸めて之を再建し、父の志を繼がしめぬ。其の意、蓋し大阪城の金穀を浪費せしめんとするなり。秀頼已むを得ず、大に土木を興し、巨多の財を費し、慶長十九年、成りて供養を養はんとせしに、

梵鐘の銘に國家安康の句あり。家康大に怒り、我が名を截りて咒詛するものとなし、禮を停めて詰責したれば、秀頼の傅、片桐且元、救解最も勉めたれども聽かざりき。かくて、大阪に於ては、淀君、大野治長等と且元を疑ひ、且つ、家康の干渉に堪ゆること能はず、遂に兵を擧ぐることをなし、全く家康の計畫に陥りなり。

(二)夏陣の原因 徳川、豊臣兩氏は、到底兩立すべきものにあらず。冬陣の時、媾和を結びしは、家康の目的、大阪城の總湟を埋むるにありしなり。されば、家康は、媾和の條件を曲解し、城の内湟までも埋めしめしのみならず、且つ、城中の浪人をも捕へしめたれば、大阪方は、始めて、家康の眞意を解し、慷慨悲憤、之につぐに涙を以てしたれども、事既に遅く、一死城を枕にして死するの覺悟にて、再擧を圖れるなり。

五 大阪夏陣の始末を畧記せよ(二三第二高學)

江戸幕府時代四の(二)の次ぎに、左の如く附記すべし。然るに、諸國の浮浪復た來り集まり、總勢十五萬人を得たれども、豊臣氏恩顧の諸侯は、一人も之に應ずる者なかりき。是に於て、家康父子、大舉して來り攻め、五月六日、兩軍鋒を交へ、激戰三日、眞田幸村、木村重成、後藤基次等の勇將、前後皆戰死して、城遂に陥り、秀頼母子自盡して、治長以下之に殉し、さしもの盛なりし豊臣氏も、秀吉、政權を握りてより、三十餘年にして滅びぬ。而して、徳川氏は、此の役によりて、全く天下を統一し、三百餘年の泰平を開けり。

六 徳川家康の文教奨勵(四〇檢豫)

家康は、文恬武熙を以て治國の策としたれば、既に天下定まるの後は、専ら文教を奨勵せり。蓋し、家康の好學は、幼時今川氏に質たりし時より、承け得たるものにして、實に多方面に涉り、經學、國學、史傳、佛

學、神道、皆研めざるなし。今、其の文教奨勵の爲に施し、策を示さんに。

(一) 儒者學僧の任用

藤原肅あり、惺窩と號し、一代の博識なりしを、家康、之を招請して經史を講ぜしめ、其の門弟林道春を擧げて儒臣となし、傍ら法制の顧問に備へたれば、其の後裔は、林家と稱して代々幕學に與れり。その他、僧崇傳、天海、承兌、靈三、宗哲、三要、源譽等は、皆家康に寵遇せられ、寺社の奉行及び外交文書を管掌し、諸政の顧問となると共に、文教振起に功ありき。

(二) 學校の設立

慶長六年、始めて伏見に圓光寺を建てて之を學校となし、續いて、江戸に富士見亭なる文庫を興して、金澤文庫の藏書を移してより、家康の死後、徳川義直、大成殿を上野清水の堂側に經營して、昌平校の基をなせり。

(三)古書の提案 書籍の搜集は、家康の平生怠らざりし所なりしが、應仁の亂に、鳥有となりし者にして、世に出でしもの數十部あり。殊に、大阪陣の前後、五山十刹の能書家を召し、寺院及び公家の古書舊記を謄寫せしめられたれば七關白記を始め、臺記、玉海等世に顯れたり。家康、又醫書に心を用ひ、醫術の進歩發達に貢献せり。

四、書籍の刊行 吾妻鏡、貞觀政要、郡書治要、大藏一覽、周易、孔子家語等を刊行して、諸家諸寺に賜與せり。而して、文祿の役に於て、得たりし銅活字を珍藏し、不足を鑄造せしめて、刊行に供してより、本邦始めて銅活字ありと、印刷術俄に進歩せり。

七、徳川氏諸侯控制の策(三七士官)

(一)封土配置に力を用ひ、關ヶ原の役後、關東八州を固めて根據となし、京都には所司代を置き、其の人選を重くし、次で、大阪には城代を置

き、又、譜第の大名を配置して東海道に置き、箱根の嶮を扼して關門となし、河流には橋梁を架せず、巧は天然を利用して防禦の輔としぬ。而して、外様大名は、之を僻遠の地に移し、譜第大名を其の間に介し、親疎相制して、以て權衡を保たしめたり。

(二)外様には、幕府の權職を與へず、封地の小なる譜代を選びて、幕府の要職に置き、兩者の權力平均を保たしめたり。

(三)名古屋の築城、江戸城の修築、日光山の改造、其の他の土木を起し、多くは外様を用ひて、其の資財を蕩盡せしめ、内亂を未發に防ぐの方針を執れり。

(四)元和元年、武家諸法度を制定して、諸大名の私に婚姻を通じ、徒黨を結び、新に城郭を構へ、命を待たずして、兵を隣國に出す事等を嚴禁し、武家相續法を嚴にし、繼嗣の男子なければ、家名を絶ち、封土を除くこ

とにせり。

(五) 參觀交代の制を設け、諸大名の妻子を、證人として江戸に置かしめ、諸侯と幕府との接近を計れり。

かくて、苟も法度に觸るゝ者あれば、容赦なく削封、改易を命ずるなど、頗る峻巖を極めたり。

八 徳川幕府の對諸侯策(三八專檢)

江戸幕府時代の七を見よ。

九 徳川時代に於ける大名の種類及び諸大名

配置の方針を問ふ(四一海機)

(一) 大名の種類 譜第大名と、外様大名との二あり。譜第は、從來、徳川氏の臣下にして、出世して大名となりし者、外様は、家康と同等の諸侯なりしが、關ヶ原役後、徳川家に屈服したるものなり。

(二) 諸大名配置の方針 江戸幕府時代七の一を見よ。

一〇 徳川幕府の京都所司代(四一士官)

室町時代に、侍所の長を所司と云ひ、所司に代りて職事を執れる者ある時、之を所司代と稱せしが、織田氏の時に、始めて京都所司代の職あり。徳川氏に至りては、慶長六年、板倉勝重を此の職に任じてより、歴代此の職あらざるなし。職掌は、主として禁闕を守衛し、公卿を監し、朝廷の動靜を一々江戸に報告するにありて、兼ねては、京都町奉行、奈良、伏見の兩奉行を管轄し、大阪城代と相應じて、京畿及び關西の大名を控制せしめたるものなり。

一一 徳川幕府の官制を問ふ(四一第三高學)

江戸幕府時代の二三を見よ。

一二 徳川幕府の制度大要(三七商船)

江戸幕府時代

江戸幕府時代の二三を見よ。

一三 徳川幕府の制度(三九高學、四一山高商)

幕府の、大政の出づる所を用部屋といひ、大老、老中、若年寄、茲に會して政を執る。大老は、常置の官にあらず。老中は、特に朝廷及び大名に關することを掌り。若年寄は、旗本及び家人を管掌す。之につぎて、寺社、町、勘定の三奉行あり。勘定奉行は、勝手方、公事方の二に分れ、勝手方は、主として財務を司り、公事方は、寺社、町兩奉行と合して評定所を組織し、交渉事件、並に重大なる訴訟を判決し、離れては町奉行は、江戸の市政を、寺社奉行は、寺社に關すること、及び諸侯領民の訴訟を處分す。此の外、大目付、目付あり。大目付は、老中の耳目となりて、大名及び老中以下の諸吏を監察し、目付は、若年寄の耳目となりて、旗本及び家人を監察す。以上の諸職中、用部屋の三職、及び寺社奉行は

譜第、其の他は、概ね旗本の士之に任せられ、各職皆、部下の官司ありて、中央政府を組織せり。地方には、京都に所司代、二條城在番あり。大阪、駿府に城代、甲府に勤番支配ありて、警固に任し、兼ねて政務を執る。中にて京都所司代の任務最も重し。又、京都、大阪、駿府には、江戸と同じく町奉行あり。伏見、堺、奈良、山田、長崎、日光、佐渡、浦賀、下田等樞要の地にも、それぞれ奉行あり。其の他の直轄地には、郡代、代官ありて、地方の民政を司りぬ。

一四 後水尾天皇の御事蹟(三六高師)

後水尾天皇は、後陽成天皇の御子にましまし、慶長十六年に位に即き給へり。當時、江戸幕府の權勢漸く盛にして、朝廷は、政治の實權なければ、深く之を慨し、心常に不平におはしませども、如何ともし難く、徳川秀

忠、其の女和子を納るゝに及び、詮方なく、之を中宮(東福門院)となし給ひぬ。間もなく、皇子生れ給ひたれば、幕府は、天皇に促して位を譲らしめんとしたりしに、會、天皇は、中院通村、中山愛親と計りて、政權恢復を謀り給ひしが故に、幕府は、事を設けて二人を退け、閉門蟄居せしめしのみならず、天皇の寵を受けて、紫衣の勅許を得たる僧澤庵、玉室の二僧を召して、紫衣を奪ひ、之を奥州に流しぬ。されば、天皇は、大に逆鱗ましまし、「蘆原や、しげればしげれ、おのがまま、とても道ある、世とは思はず」との一首を詠じ給ひ、暴しく御讓位あらせ給へり。實に位におはしますこと、十有八年なりき。

一五 御朱印船とは如何(四〇海機)

徳川時代の初期に、京都、堺、長崎等の商人、及び松浦、有馬氏等の大名が、幕府より通商免許の御朱印を得て、支那、南洋、及び西洋諸國と

通商貿易せし船の稱なり。

一六 島原の亂(三三高師、三四高師)

原因 (1)江戸幕府は、家康以來、耶蘇教を禁ぜしも、外交を獎勵したるを以て、全く耶蘇教を根滅すること能はざりしかば、三代家光は、寛永十一年、大に外交上に制限を加ふると同時に、更に、禁令を嚴にしたれば、最も耶蘇教の盛なる島原、天草附近の人民は、其の禁制に堪へずして破綻したると。(2)幕府が、最も耶蘇教を憎める松倉重政を、島原に封じたれば、重政、酷刑を以て耶蘇信者に施し、地方の怨を買ひたるのみならず、其の子重次、人主の量なく、政務舉らず、重税を課して人民を苦しめ、政治上の不平を醸したると。(3)小西、加藤、大友等の遺臣が、島原、天草附近に流浪し、愚民を煽動したるとによりて起れり。

戦況 是に於て、寛永十四年、其の徒遂に亂を天草及び島原に起し、益

田四郎時貞を主となし、男女老若、悉く一團となりて、勢ひ甚だ盛なりき。幕府大に驚き、板倉重昌を遣はして之を討たしめしも、城堅くして抜けず、因て、更に、松平信綱を遣はして、翌年二月、漸く之を平定することを得たり。

結果 (1)幕府は、益々耶蘇教を嚴禁し、苟も轉宗せざる者は、男女老幼の別なく、皆之を斬殺し、踏繪と稱して耶蘇の畫像を踏ましめて、其の信否を糺し、海内の民をして、悉く佛教に歸せしめ、宗門帳を作りて人民の宗門を證せり。(2)又、堅く外人の渡來を禁じ、只、支那、朝鮮、和蘭のみ、船數を限り、長崎にて來航貿易することを許し、邦人の外國渡航をも嚴禁し、大船を作ること禁じたれば、我が國は、東洋の一隅に閉鎖せられたり。(3)此の亂より後は、宗教上の書籍は勿論、かりにも舶來の書籍は、一切之を讀ましめぬこととなりたれば、我が國人は、智識

狭められ、世界の大事を知ることも能はざるに至れり。

一七 天草の亂(三六士官、三九東高商)

江戸幕府時代の一六を見よ。

一八 島原の亂につき知れる所(三六女高師)

江戸幕府時代の一六を見よ。

一九 徳川時代に於ける外國交通禁制の原

因(三八檢本)

耶蘇教の傳來以後、織田信長は、一時之を厚遇せしも、晩年頗る之を疑ひしが、豊臣秀吉は、其の徒が、政治に干渉せんとするを見て、命じて寺を毀ち、布教を禁じ、宣教師二十人を、長崎にて磔殺せり。然れども、尙ほ、諸所に潜匿するものありて、信徒、容易に跡を絶たざりしが、徳川氏に及びて、禁令稍弛み、外人の渡來、増加するに隨ひ、次第に傳

播して、信者も亦其の數を加へ、家康は、頗る之を憂へたり。會、和蘭人は、葡萄牙人の、我が國に於ける勢力を挫かんと欲し、エスイタ派の主義は、宗教を利用して領土を得ることを家康に告げ、之と同時に、佐渡奉行大久保長安が、耶蘇教徒と結托して、幕府を覆さんとする陰謀、露見したれば、家康は、且つ驚き、且つ怒り、耶蘇教の嚴禁を布告して、宣教師に退去を命じ、信徒をして改宗せしめ、従はざるものは、悉く刑に處したり。家光に至りては、信徒の未だ全く絶滅せざるを憂へ、寛永十一年、更に禁令を嚴にし、朱印船の外は、海外に渡航するを禁令し、次で、邦人の海外に赴くを禁じ、外人を搜索して、悉く之を海外に追ひたりしが、之が爲めに、九州の信徒は、團結して、政治上の不平と、相合して爆發し、遂に島原の亂を起すに至れり。かくて、幕府は、島原の亂の鎮定すると同時に、耶蘇教を嚴禁するの必要上、絶対に外國船の來航

貿易を拒絶し、唯、和蘭人のみ、船を限りて通商することを許し、併せて、我が國人の外國渡航と、大船製造とを嚴禁したれば、我が國の外國交通は、全く杜絶するに至りしなり。

二〇 我國人の海外に渡航する者全く中絶して長く鎖國となりし原因如何(三九女高師)

江戸幕府時代の一九を見よ。

二一 徳川幕府が鎖國政策を取るに至りし次第を述べよ(四一第八高學)

江戸幕府時代の一九を見よ。

二二 徳川幕初に於ける日本と西洋との交通一般(三六外語)

葡萄牙、西班牙二國人は、足利氏の季世より、我が國に來航して通商せ

しが、徳川氏の初世に至り、和蘭獨立して、頻に東洋貿易を開き、慶長五年には、我が國に來航したれば、家康は、其の船長を江戸に召して、外交の顧問となしぬ。尋いで、十四年に至り、和蘭人に通商を公許し、和蘭人は、平戸に商館を開き、交易を盛にし、後四年、英國人も國王の書を齎らして通商を求め、家康は、返書を與へて之を許したれば、平戸に於て商務を司りしも、和蘭人との競争に勝つことを得ずして、元和九年、自ら辭し去りぬ。

家康は、夙に海外貿易の利を看破したれば、外人の渡來を歓迎したるのみならず、國人に向つても、海外貿易を奨勵し、慶長十五年には、田中勝介を遣りて、太平洋を横ざりてメキシコに至らしめき。されば、數多の冒險的貿易家輩出して、官許を得たる朱印船は、フィリピン群島、印度半島、さては、南洋の島々に出入し、盛に貿易を營み、支倉常長は、

其の主伊達政宗の命を受け、羅馬に使用して教法風俗を視察し、山田長政は、シム國王を助けて、其の國亂を鎮定し、濱田彌兵衛は、臺灣に渡りて和蘭人を懲らすなど、我が國人の壯舉、甚だ多かりき。

然るに、政府は、耶蘇教禁止の政策上、寛永元年には、西班牙人の來航を禁し、島原の亂後は、國人の海外に渡航するを禁じ、外人の渡來を拒絶し、獨り蘭人のみ、長崎に於て貿易を許したれば、彼我の交通、俄に衰へたり。

二三 徳川初代の外交を略記せよ(三四外語)

室町時代の二六、及び江戸幕府時代の二二を見よ。

二四 江戸幕府時代の初期に於ける通商貿易

(三五海兵)

室町時代の二六、及び江戸幕府時代の二二を見よ。

二五 徳川初代の海外交通(三七專檢)
室町時代の二六、及び江戸幕府時代の二二一を見よ。

二六 徳川氏初期に於ける我國外國貿易の概況(三八神高商)

室町時代の二六、及び江戸幕府時代の二二一を見よ。

二七 江戸幕府の外交と法律とを略説せよ

(三五商船)

(一)外交 徳川幕府時代の五〇を見よ。

(二)法律 始めは、刑法を設けず、有司をして慣例時宜によりて判決せしめしが、八代吉宗の時に至り、始めて、公事方定書を編みて、一慣せる法律を定めたり。されど、こは、一般人民に公示する者にあらずりしかば、幕府は、觸、高札等によりて、絶えず人民を訓誡し、又、名主に

命じ、人民を集めて官の布達を讀み聞かせなどせり。(法律を犯したる者を刑するには、身分、地位によりて大に異り、庶民は、死刑を最も重しとし、遠島、追放、敲、手鎖、戸締、過料等之に次ぎ闕所、入墨、晒の附加刑あり。士以上は、遠慮、閉門、蟄居、削封、改易、切腹等を命ぜらるゝなり。)

二八 徳川光圀の事蹟(三三美術)

頼房の三子にして、家康の孫なり。幼にして穎悟、水戸の封を嗣ぎ、治國の術に長し、封内能く治まりき。其の事蹟中、殊に著明なるは、(一)大日本史を編纂して、古來の史論を一定したること。(二)夙に勤王の志を抱き、楠正成の牌を湊川に建てて、遙かに維新の氣運を開きたること。(三)將軍家綱の薨するや、堀田正俊と共に、綱吉を薦めて繼嗣問題の紛糾を解きたること等なり。

二九 後光明天皇の御事蹟(四〇檢本)

後光明天皇は、百十代の天皇にましまし、御即位の時は、御年十一歳なりき。天資、英邁明達にして、學を好み、武を講じ、政を親らし給ふに及び、意を政治に留め、皇考の御志を繼ぎ、幕府の專横を憤り、政權恢復の御志あり。かくて、帝權の振はざるは、和歌及び淫逸なる文詞の流行にありとし、絶えて詠歌し給はず。公卿に諭して源氏物語、伊勢物語等を遠ざけしめ、又、宋儒の學を好み、程朱の新註を用ひ給ひき。曾て、後水尾上皇の勧めにより、一夜に和歌百首を詠進し給ひ、又、好みて擊劍を習ひ、所司代板倉重宗が、若し息め給はずは、臣先づ屠腹して死すべし、とて諫め奉りしに、天皇は、朕未だ武士切腹の様を見ず、宜しく南殿に壇を設けて切腹すべし、朕臨み觀んとて、重宗を屈し給ひしことありき。當時、幕府は、家綱幼稚にして、内亂天災多く、一難時に際したれば、京都に

對して、頗る隱險の策を取りしも、天皇の英邁、能く幕威を挫くに足り、上下皆望を囑たりしに、不幸にして疱瘡に罹りて、崩御し給へり。實に御年廿二歳なりき。

三〇 德川綱吉の性行及び治蹟(三七女檢豫)

五代將軍綱吉は、性來、英明にして豪毅果斷なる人なりき。其の將軍となれるは、堀田正俊の盡力によれるを以て、職に就くや、先づ、(一)酒井忠清を退けて、正俊を大老となし、老中にも亦其の人を得。(二)久しく決せざりし越後騒動を直裁して、幕府の紀綱を振張し。(三)大に民治に注意して、幕府直轄地に於ける苛税、弊害を除き去り。(四)上下の風俗改良を計りて、不正を戒め、奢侈を止め、節儉を勧め。(五)最も學を好みて、大に之を奨勵し、聖堂及び學問所を湯島に建て、林信篤を以て大學頭となし、學政を掌らしむるなど、治を勵み、裁決嚴明、上下其の威に服し、又、

文運頓に勃興して、江戸時代の文學、是れより盛んとなり、諸藩にも、見るべき治蹟多かりき。

然るに、堀田正俊、殿中に殺害せられしより、奸佞なる柳澤保明等の登庸せられたると、永年太平の結果、上下奢侈に流れたると、綱吉の病的迷信なると、天災地變の續出したるとの諸原因は、集まりて元祿の弊政を醸成せり。先づ(一)柳澤保明が側御人となり、其の才貌を以て寵愛を受け、破格の待遇を以て、甲府十五萬石に進み、大抵の政治は、保明の意より出て、賄賂公行し、政治大に紊れたり。(二)綱吉及び其の生母、共に佛教の信仰深く、寺院の建築、寄附、僧侶の優待至らざるなく、(三)從て迷信甚だしく、遂に僧隆光の言を信じ、將軍に子なきは、前世殺生の報なりとし、生類憐みの令を發し、殊に犬數萬匹を養ひ、令に觸れて刑せらるる者多く、(四)又、府庫の次第に缺乏せるを

憂ひ、荻原重秀の議を用ひて、貨幣を改鑄し、品質を粗惡にし、爲めに賈造の弊を生じ、物價騰貴して、財政界の紛亂を極め、(五)新に酒、船等に課税するなど、批政多かりき。

三二 新井白石の政治上に於ける事蹟(三四檢本)

新井白石、幼時頗る苦學し、博學にして識見あり。徳川家宣の甲府邸にありし時より、召されて侍講たりしが、家宣、將軍となるや、事大小となく、諮詢を受けたれば、茲に幕政に參與することを得、力を盡して時弊を濟はんとし、左の如き政治上の事蹟あり。

(一)皇室式微以來、皇子皇女は、多く佛門に入り、親王家は、伏見、京極、有栖川の三家に過ぎざりしが、白石之を歎きて、皇子をば親王とし、皇女をば將軍に降嫁あらしめられんことを建議したり。家宣、之を嘉納し、奏して皇弟直仁を立てて親王とし、閑院宮と稱し奉りき。(二)朝鮮の使節、

來聘の時は、幕府の政略として、頗る之を優遇し、沿道諸州は供億に疲れ、諸藩は折役錢を輸し、天下の大弊たりしのみならず、國體を損すること少らざりしを以て、白石は、舊例を破りて禮遇を薄くし、對馬に於て應接せんとし、家宣、之を納れたりしも、未だ實行するに及ばずして薨したりしが、十一代家齊の時より、實行せられぬ。(三)當時、幕府は、財政困難なるが上に、前代より、金銀銅の外國へ流出する者、多額なりしかば、白石之を憂へ、正徳五年、長崎新令を發布して、外國貿易の價額を定め、金銀の濫出を防ぎたり。(四)勘定吟味役を置きて、萩原重秀の奸惡を制し、後、極論して之を退け、從來の惡貨幣を止めて、乾子金を鑄、以て純金に復し、又、諸藩の藩札を嚴禁して、前代の惡弊を改めたり。

三三一 德川吉宗の著明なる事蹟(三三三地幼)

江戸幕府時代の三四を見よ。

三三二 德川吉宗の治蹟(三四高師)

江戸幕府時代の三四を見よ。

三三四 德川吉宗の政治(三七檢本)

七代將軍家繼の薨するや、吉宗、紀伊より入りて將軍となりぬ。吉宗、聰明勇斷にして、夙に幕政の衰頹を慨き、大に前代の弊政を改めて、中興の英主と稱せらる。其の主要なる治蹟左の如し。

(一)自ら率先して節儉を行ひ、以て普く天下に勸め、諸侯に命じて上ヶ米とて、石高百分の一を上らしめて、府庫の缺乏を補ひ。(二)足高の制を創めて、人材登用の途を開き。(三)貨幣の改鑄に心を用ひ、遂に全く古制に復せり。之を享保金銀といへり。(四)前代諸法の亂雜を憂へ、判決の先例を參酌し、公事方定書を作りて、幕府刑法の標準を示し。(五)評定所に目安箱といへるものを設けて、言路を開き、庶人冤枉の訴を受けたり。之

を箱訴といふ。六、大岡忠相を擢用して、江戸町奉行となし、訴訟の公平威信を保たしめ。(七)武藝を奨励して、元祿以來、士風の文弱に流れたるを矯正し、以て、尙武の風を起し。(八)之と同時に、實用の學を重んじ、荻生徂徠に意見を問ひ、或は荷田在滿を召して古制を諮問し、或は洋書輸入の禁を緩め、或は青木文藏をして長崎に行きて蘭學を學ばしめ。(九)殖産興業に注意して、甘藷を全國に分ち、砂糖の製造を勧め、民業奨励の法を盡したれば、野、信、奥、羽の養蠶、阿波の藍、中國、四國の製鹽を始めとして、金屬、陶器、革類の製品、此の時代より盛なるに至れり。

三五

徳川時代に於ける文學の復興を略述し
著名なる學者四人を擧げよ(三三海兵)

徳川時代に於て、文學の復興せるは、家康の奨励によれり。(此の事は江戸幕府時代の六を見よ)

著名なる學者は林道春、中江藤樹、荻生徂徠、伊藤仁齋なり

備考 徳川時代の學者は、著名なる者のみにても、其の數頗る多し。

四人を擧げよとて、人數を限られては、何人をあげ、何人を省くべきかは、頗る困難なれば、各自、最も著名なりと信ずる人々を、適意に選擇して、列擧すべし。

三六

江戸幕府時代の國學者及び漢學者につきて最も著名なるもの各四人を擧げよ

(三六女高師)

國學者

荷田春滿、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤、
漢學者 林道春、中江藤樹、伊藤仁齋、荻生徂徠。

三七

徳川時代に於ける洋學の起原(三六女檢豫)
三代將軍家光の時、洋書輸入を嚴禁せし以來、西洋の事情を知るは、唯、

和蘭船長の談話、又は、長崎通詞の傳聞に依るのみなりしが、六代將軍家宣の頃、西川如見が華夷通商考を著はして、外國の事情を述べしより、新井白石は、漂着せし羅馬の宣教師に問ひ、又、蘭人に聞きて、采覽異言、西洋紀聞を著はし、以て、蘭學を鼓吹し、八代將軍吉宗は、夙に西洋學藝の利益ありを知り、洋書輸入の禁を解き、青木文藏等を長崎に遣して、蘭人に就て蘭學を研究せしめたり。かくて、洋學漸く起り、明和中、醫師前野良澤、杉田玄白等、長崎に遊びて、専ら蘭學を修め、桂川甫周、中川淳庵等と謀りて、解體新書を翻譯し、次に大槻玄澤は、天明中に、蘭學楷梯を著はして、洋學次第に進歩し、十三代將軍家定の時には、始めて江戸に、蕃書調所といへる洋學校の設立を見るに至り、次いで、露、英、佛等の語學を修むる者も現はれ、洋學漸く盛なりき。

三八 寛政の治(三四地幼、三八地幼)

十代將軍家治の時は、田沼父子の專横により、吉宗將軍の中興の業も、漸く衰へしが、吉宗の曾孫家齊、一橋家より入りて將軍となるや、白川の城主、松平定信の賢明を聞き、舉げて老中となせり。定信は、吉宗の孫、賢明博識にして、能く將軍を輔佐し、専ら吉宗の遺法を守り、節儉を令し、風俗の矯正を計り、嚴に不正を戒め、刑法を明にし、文武の道を奨勵して、改革する所頗る多かりき。されば、世大に治りて、民皆悦服し、稱して寛政の治といふなり。

三九 松平樂翁の事蹟(三六商船)

江戸幕府時代の三八及び四〇を参照し、尙ほ一海防に注意したること。(二)有名なる尊號事件によりて、朝廷を屈したれども、自らも、憚る所ありて致仕したること。(三)文墨を好み、集古十種、花月草紙等の著述ありて、文學上の功蹟も、亦多きこと等を併記すべし。

四〇 寛政異學の禁(三七專檢)

松平定信は、素と實用的の學問を主張し、經學中、朱子學を以て、最も此の目的に適するものとなせり。然るに、元祿以來、陽明學、復古學、古文辭學、折衷學等の學派起り、各派を分ち、黨を立てて、門戸の争を生じ、互に論難を事とし、末流の徒は、學を修めずして徒らに相凌ぎ、輕浮の風、漸く起りしかば、幕府は、柴野栗山の説を納れて、寛政二年、朱子學以外の學派は、異學と稱して、進仕を許さざること定めたり。之を寛政異學の禁といふ。

四一 徳川時代に尊王論の勃興したる次第

(三八高師)

武家政を執りしより、朝權の振はざること久しかりしが、徳川時代に至りて、文教振起し、學問の開くるに及び、我が國體は自ら明かとなり、

朝廷の衰微を慨く者、次第に現れたり。徳川光圀の大日本史出でて、學者は、之によりて頗る警醒せられ、山崎闇齋の神道學及び淺見安正の靖獻遺言の著の如きは、皇室を尊崇し、天下の義氣を勵ますに、最も力ありき。其の後、家重、家治の頃に至り、竹内式部、山縣大貳、藤井右門等出でて、或は有志の朝臣に交り、尊王論を唱へて文武を講じ、或は書を著して、皇室の衰微を慨き、陰に倒幕を謀らんとして、何れも勤王家の魁をなし、遂に處刑せられしも、是れより先き、國學は、既に僧契冲等の唱導によりて復興し、賀茂眞淵、本居宣長等出でて、益々之を盛にし、國體を明かにし、尊王愛國の精神を鼓吹して、以て、天下の人心を刺撃したれば、高山正之、蒲生君平等の志士出でて、東西に奔走して、諸國の志士に交り、説くに、尊王の大義を以てし、頼山陽は、日本外史、日本政記等を著はし、明快なる文章を以て、尊王抑幕の意を寓したり。されば、幕政

に倦みたる人心は、滔々として尊王論に傾き、やがて、幕府が、外交に失敗するに及びて、一時に破裂したり。

四二 徳川時代に於ける日露の關係(三七檢豫)

我が國が、家光の寛永年間、外國交通を禁絶してより、再び外交問題を惹起して、幕府を警醒せしめたるは、露國なりとす。露國は、家宣の頃より、漸く我が北邊を窺ひ、千島諸島を略して南下の勢を示し、寛政四年、露將ラクスマンは、我が漂流民を護送して根室に來り、公然通商を求めしかば、幕府は、俄に海防の急を悟りて、警を諸侯に傳へ、松平定信は、自ら房總沿岸を巡視し、寛政十年、近藤守重をして北邊を巡檢せしめぬ、守重は、擇捉島に至り、標柱を立てて我が領地なることを明示し、次で、伊能忠敬は、蝦夷の地を測量し、享和元年宮林藏は、遠く滿州地方を探險し、翌年、函館奉行を置くなど、北海に於ける警戒、をさく

怠りなかりき。文化元年、露使レサノフ、長崎に來りて再び通商を乞ふや、幕府は、祖法を守りて之を拒絶したれば、彼は、北海を寇して去り、爾來、頻年北海の侵掠止まざりしが、同十年、露使イリコル、蝦夷に來りて、暴民の侵掠を謝してより、彼の暴行は止みしも、嘉永六年、ブーチャチン、軍艦を率ひて長崎に來り、三たび交易を開かんことを請ふに及び、安政二年、遂に下田に於て、下田、箱館を開くことを約し、千島の境界を定め、樺太は、兩國人雜居の地と決定しぬ。其の後、樺太境界議定の爲めに、屢、紛擾を重ねたるも、慶應三年、依然として雜居地とするの條約を締結せしのみにて、徳川時代を終りたり。

四三 天保の改華(三三第一高學、三五檢本、三九士官)

四〇地幼

十二代將軍家慶の時、水野忠邦、老中となり、享保、寛政の治に倣ひて

幕政を改革せり。其の要點左の如し。

(一) 節儉の令を布き、衣服調度の奢靡を禁じ、違ふものは、一々沒收して之を焼き、珍貴の調理、野菜の初物までも嚴禁せり。(二) 風俗を矯正せんとしては、劇場を繁華の地に置くは害ありとして、之を淺草に移し、俳優を河原者と卑めて、平民と交際するを禁じ、又、小説家が、淫猥を寫して、民俗を毒するを以て、書籍の檢閲を嚴にして、又、男女の混浴、藝妓等を禁じたり。(三) 學敎の獎勵としては、昌平校の講釋を盛にし、或は寺小屋に命じて、幕府の法令及び德育に裨益する書籍を敎授せしめ、百方官民の敎育に注意したり。(四) 兵制の改革としては、兵備を嚴にし、武技を講習せしめ、槍劔の實用に適せざるを知り、高島茂敦を用ひて、和蘭の砲術を採用し、江川英龍、亦砲術を廣めたれば、西洋の軍術漸く盛なりき。

以上は、天保の改革と稱して、有名なれども、急激峻嚴に失せしを以て、却りて人心を失ひ、忠邦も、其の職を退かざるを得ざるに至り、天保の改革は遂に成らざりき。

四四 神奈川條約の大要及び其訂結の由來

(四〇高師)

神奈川條約の大要 安政元年、我が國が、米使ペリーと、神奈川にて締結せる者にして、米船の下田、箱館二港に碇泊すること、薪水食料を給すること、漂民を懇待すること等を約したる者なり。次で、露、英、蘭、佛の四國にも、同様の條約を許したり。

訂結の由來 嘉永六年、米國の使節ペリー、軍艦を率ひ、突然浦賀に來りて、通商貿易を請ひたれば、幕府は、二百年の長夢、忽ち醒めて、頗る狼狽し、人心亦恟々たりしが、明年、確答すべきを諭して還らしめ

たり。是に於て、物議轟然として起り、匪國攘夷兩黨の軌轢を生じ、慷慨の士、浮浪の徒、之に乗じて騷擾甚だしかりしが、翌年、ペリー、約の如く、再び浦賀に來り、前年の答を求めしかば、幕府は、其の勢威に壓倒せられ、内には攘夷黨の論鋒頗る銳きに拘らず、姑息の策を採りて、遂に已むなく、此の條約を訂結したるなり。

四五 我國の外國と貿易を開きたる始末を略

記せよ(三三三商船)

足利氏の末世、始めて、西洋諸國との通交開け、徳川氏の初世には、彼我の通商貿易、頗る盛なりしが、將軍家光の時、外教禁止の政策上、交通をも嚴禁し、只、和蘭のみに、長崎に於て通商することを許し、爾來、二百年の間、上下昇平に狃れて、殆んど外國の警を忘れたりき。然るに、嘉永六年、米國の使節ペリー、浦賀に來りて、通商貿易を請ふに及んで、

上下大に驚き、人心恟々として安せざりしが、翌安政元年、ペリー、再び來航したれば、幕府は、其の威勢に恐れて、國內の事情を顧みるの暇なく、神奈川條納を結びて、下田、函館二港に碇泊すること、及び薪水を給することとを許したれども、未だ互市を許さざりき。時に、國論は、攘夷、開國の二派に分れて、軋轢紛擾日に甚だしく、同三年、米使ハリス、下田に來るや、老中堀田正篤、開國を主張して、ハリスと貿易の條件を議定し、勅許を仰ぎ奉りしも、朝廷にては、鎖國攘夷の説盛にして、許し給はざりしかば、井伊直弼、大老となりて此の難局に當り、内外の形勢を察し、勅許を待たずして、斷然、米國との假條約に調印し、長崎箱館、神奈川、兵庫、新潟の五港を開きたり。實に安政五年なりき。次ぎて、露、英、蘭、佛の四國とも、同様の條約を結びて、時局は茲に一段落を告げしも、朝野の志士は、幕府の專斷を憤り、爲めに、公幕の關

係は紛耘し、諸藩の方針は、區々として一致せず、内憂外患、次第に其の度を加へたりしが、後、遂に慶應元年の勅許となりて、愈々開港せられたり。

四六 井伊直弼の事蹟(三六商船)

彦根藩主にして、安政三年、擧げられて大老となり、米使ハリス、下田に來り、外交のこと頗る困難なりし時、勅裁を待たずして、斷然、假條約に調印し、大に物議を起して、志士の怨を買ひ、次で、將軍家定の薨するや、群議を排して、紀伊侯家茂を迎立し、益々人望を失ひたり、是に於て、條約の訂盟、繼嗣の擁立に反對せる公卿、藩主を禁錮し、志士を捕へて之を刑し、所謂安政の獄を起したれば、人心は益々激昂し、遂に萬延元年三月三日、佐野竹之助、有村治左衛門等の爲めに要殺せられ、櫻田門外、皚々たる白雪の中に血潮を染めぬ。要するに、幕末の外交に關し、最も著名なる人物なりとす。

四七 徳川慶喜大政を奉還せし理由(三八女高師)

(一)幕府の威權、全く地に墜ちて、内外の政務を處する力なく、薩長二藩は、頻に倒幕の密謀を進めしに。(二)土佐藩主山内豊信は、幕府が、大政を奉還するの急務なるを察し、其の臣後藤象次郎をして、將軍慶喜に説かしめ、薩藩も亦、小松帶刀等をして之を慫慂せしめられたれば。(三)警眼なる慶喜は、時勢の已むべからざるを知り、さてこそ、慶應三年、大政を奉還するに至りしなれ。

四八 徳川幕府の大政奉還(三八中幼)

江戸幕府時代の四七の理由により(前問を見よ)慶應三年十月、慶喜は、大政奉還を朝廷に請ひ、朝廷は、直に之を勅許させ給ひ、次ぎて、將軍職をも辭し奉れり。家康、將軍となりてより十五代、二百六十五年にして、江戸幕府亡び、政權再び朝廷に還りぬ。之を王政復古といふ。

四九 徳川幕府の末路(二三三海機)

徳川氏歴代の設置政略は、間然する所なく、基礎大磐石の如くなりしも、而も、自ら奨励したりし文教は、却りて、尊王の精神を誘致し、家重、家治の頃より、勤王家續出して、言論に、行動に、直接に、間接に、志氣を鼓舞するに至り、幕府は、或は之を處刑し、或は之を抑壓したるも、尊王の思想は、遂に之を消滅すること能はざりき。此の時に當りて、露人北州に寇し、米艦東海に來りたれば、國論忽ち沸騰して、開港攘夷の二派を生じ、志士は東奔西走し、幕府は頗る狼狽して、其の局、内憂外患に應ずるの策を誤り、大老井伊直弼、外は五港を開くの條約を結び、内は志士を拘禁殺戮するに及び、人心益々激昂し、攘夷論は、遂に變じて討幕論となるに至れり。かくて、尊王討幕の説は、益々志士の間に行はれ、幕府の處置は、益々宜しからず、薩長二藩は、連合して討幕の計劃をなし、

幕府の威勢は、日に衰へたれば、土佐藩主山内豊信は、幕府に迫りて大政奉還を勧め、十五代慶喜は、内外の形成を察して意を決し、遂に慶應三年、上表して政權を奉還し、茲に徳川幕府は、十五代、二百六十五年にして亡びぬ。

五〇 徳川時代の外交につきて知れる所

(三六東高商)

我が國は、足利氏の末世以來、西洋との交通開けしが、徳川氏、政權を握るに及び、家康は、夙に外國交通の利益を知りて、通商貿易を奨励したれば、葡萄牙、西班牙、和蘭、英吉利等の諸國は、頻年長崎、平戸、堺、博多等に來りて、交易の事に従ひ、我が國人も、亦盛に支那、フィリピン群島、印度半島、南洋の島々より、遠くメキシコに至りし者さへありて、實に空前の盛況を呈し、海外に於て、冒險的英名を轟したる者も少からざ

りき。然るに、家光の時に至りて、耶蘇教を禁止し、島原の亂後は、鎖國の政略を執り、和蘭、支那、朝鮮の三國を塗くの外、一切、外國人の來航を謝絶し、邦人の海外に出づるを嚴禁したれば、外交茲に頓挫して、我が國人は、鎖國の夢に、二百年の長眠を貪るに至れり。

かくて、中世頃より、露人北境を窺ひ、家齊の寛政、文化の頃には、蝦夷に寇し、或は長崎に來りて通商を請ひ、漸く幕府の長眠を醒まし、家慶の嘉永六年には、米艦浦賀に來りて、外事漸く繁多となり、人心恟々たりしが、翌安政元年(家定の時)、米艦、再び來航するに及んで、幕府は、祖宗の遺法を破り、神奈川條約を結びて、下田、箱館二港に於て薪水食料を給する事を許し、同五年には、朝廷、諸侯、志士の間、鎖國攘夷の説盛なるに拘らず、米、露、英、蘭、佛の諸國と、假條約を締結して長崎外四港を開きたり。されど、國內の紛擾、極點に達し、未だ通商貿易

の利を收むるに至らずして滅亡せり。(室町時代の二六と、江戸幕府時代の一九、二二、四四、四五とを参照せよ)

五一 日本と和蘭との關係を問ふ(三六海機)

和蘭は、もと、西班牙の屬國なりしが、十六世紀の末に獨立して、東洋貿易を開始し、慶長三年、其の派遣せし遠征艦隊の一隻は、豊後に漂着したれば、徳川家康は、其の乗組員ウィルムアダムス等を優遇して、外事の顧問となし、同十四年、和蘭人に通商免許の朱印狀を與へたれば、彼等は、平戸に商館を開きて、盛に貿易を開始したり。當時、英國人も亦、我が國と貿易を營みたるを以て、競争の結果、遂に之を排斥し、次て、西班牙人も、通商を禁ぜられたれば、和蘭人は、貿易獨占の目的にて、幕府に上書し、残れる葡萄牙人も驅逐しぬ。島原の亂後、我が國は、鎖國政略を執りて、外交を禁絶したるに拘らず、和蘭人のみは、長崎の

出島に於て通商することを許され、以て、徳川時代の末世に及びたり。徳川時代に於て、我が國が、覺束ながらも、西洋の事情を知り得たるは、和蘭人來航の賜といふべし。安政年間、我が國が、世界の大勢に鑑みて、開港するや、和蘭も亦、諸外國と同じく、開港の條約を結び、かくて、今尙ほ條約國として親交を續げつつあり。

五二 徳川時代に於ける我國と和蘭、露西亞及

び亞米利加との關係を述べよ(三九海兵)

和蘭との關係は、江戸幕府時代の五一を、露西亞との關係は、同四二を、亞米利加との關係は、同四四、及び同四五を見よ。

五三 徳川氏治世中世を危くせしこと何回なるか其事蹟を問ふ(三五商船)

四回なり。左の如し。

(一)家光の時、政治餘りに嚴密なりしかば、其の薨後、家綱幼冲にして職を襲ぐや、由井正雪、丸橋忠彌等が、江戸及び駿府に於て、亂を起せるあり。參州荊屋の城主久松定政が、貧民救卹の請願書を上りて僧となれるあり。芝増上寺の會式に林、別木等の浪士が、不軌を謀れるあり。加ふるに、後光明天皇は、政權恢復の御志在し、幕府頗る危殆なりき。

(二)家綱の薨するや、嗣子なかりしかば、酒井忠清、大老として權勢比ひなく、鎌倉幕府の故事に倣ひて、親王を請ひ上りて、將軍となさんとし、異議を挾む者なかりしに、獨り堀田正俊、之に反對して、館林侯綱吉を奉じて將軍となし、纔に徳川氏の世系を傷けざることを得たり。

(三)家治將軍の時、田沼意次、意知父子、專權を極めて、言路を壅蔽し、賦斂を重くしたれば、人民は、負擔に苦み、變災亦荐りに至り、怨聲四方に起りて、幕威全く失墜せしも、意知殺され、意次斥けられ、家治薨

ずるに及んで、幸に事なきを得たり。
 (四)家慶の晩年より、外交の難問起り、家定の時、國論頗る紛糾したるに、井伊直弼、大老となりて、遂に開港條約を締結したりしが、會々家定薨じて、繼嗣の難問を生じ、直弼は、衆議を排して家茂を擁立し、外交、繼嗣の二問の處置は、上下内部の反對激甚なりしも、直弼の蠻力と、幕府の積威とによりて、纔に幕命を維持することを得たり。

五四

ペリー來航以後西南の役に至るまで我國に起りたる大事件を順次に列舉せよ

(三八)神高商

- (1) 神奈川條約を結ぶ。
- (2) 五國との假條約成る。
- (3) 安政の大獄。
- (4) 薩長二藩の外國船艦砲撃。
- (5) 長州征伐。
- (6) 五國との條約勅許。
- (7) 大政奉還(王政復古)。
- (8) 戊辰の役。
- (9) 五條の御誓文出づ。
- (10) 東京奠都。
- (11) 版籍奉還。
- (12) 廢藩置縣。
- (13) 六鎮臺を置く。
- (14) 征韓論起る。
- (15) 佐賀の亂。
- (16) 臺灣征伐。
- (17) 熊本、秋月、萩の暴動。
- (18) 西南の役。

雜 (人名地名辭名等)

(1) 安藤直次 (四一檢豫) 幼より徳川家康に仕へ、姉川の戦を初陣として、屢々戦功あり。慶長年間、政權、徳川氏に歸するに及び、本多正純等と政務を預り聞き、大阪の役起るや、最も先んじて軍に至り、奮激突戦、軍功最も多かりき。後、五萬餘石の大名となり、徳川氏の柱石として重んぜられ、寛永年間に至りて歿せり。

(2) 支倉常長 (三八長高商、四〇士官、四一第七高學) 伊達政宗の臣にして、慶長十八年、命を奉じ、陽に耶穌教を信ずと稱して歐洲に使し、西班牙を経て羅馬に至り、詳に外國の國勢を視察して歸り、南蠻の計つべきを復命したりしも、幾もなく、幕府の禁制に會ふて果さざりき。(織豊時代の14を参照せよ)

(2) 吉田了以 (三五檢本、同女檢本) 角倉光好ともいひ、土木學者なり。徳川家康の命を奉じ、大堰川の上流を疏して、丹波の水運を通じ、運河を三條に鑿り、鴨川を股引して伏見に

注ぎ、挽舟を以て漕運を通じ、民其の便を得たり。後、富士川の工を命ぜられしも、病みて行くこと能はず、其の子、玄以代りて治せり。曾て、安南に通商して、利益を得たることあり。

(4) 東照宮 (三五士官) 徳川家康を祀れる神社にして、上野國日光山にあり。

(5) 高家 (三三檢豫) 徳川幕府の官名にして、武田、今川、織田、吉良等の如き、名家の萬石以下なる者を擧げて、此の名稱を附し、天朝への使者、日光廟の代拜、朝紳參府の接待、及び營中諸禮式の事を掌らしめし者なり。

(6) 參勤交代 (三六地幼、三八海兵、三八山高商、四〇專檢、四一海機) 徳川幕府の、諸大名制馭の策として、諸藩の邸宅及び妻子を江戸に置き、諸大名に期を定め江戸に上りて、在勤せしめしをいふ。在府の期一ならざれども、一般には、在府一年、歸國一年なりき。

(7) 板倉勝重 (三九高師) 家康の臣にして、始め、駿河奉行たりしが、深沈にして偉度あり、書吏に通じ、事を處する、理に循ひて斷じ、良吏の稱高きを以て、次第に重用せられ、慶長六年、遂に京都所司代となり、在職二十年、公幕の間に在りて、威和並び行はれ、徳川氏をして、能く朝廷制馭の實を擧げしめたり。

(8) 大久保長安 (三三檢豫) もと、武田氏の猿樂師なりしが、武田氏の亡ぶるや、家康に仕へて、頗る寵愛せられ、主として、諸國金銀山の事を掌り、幕初の財政に盡せし功大なりき。家康の財政に豊かなりしは、實に之が爲めなり。故に、篤く登用せられて大名に列し、佐渡奉行となりしも、晩年驕奢に耽り、財政上の奸計と、外國内通の謀叛露はれ、其の子孫を併せて處罰せられたり。

(9) 土井利勝 (三四檢豫) 家康の命によりて、秀忠の臣となりしより、功を以て累進し、大名に列して、幕政を預り聞けり。後、酒井忠世、青山忠俊と共に家光を輔導して、功勳最も多く、古河に封ぜられ、遂に大老となりて、寛容の政を布き、能く士心を得たり。要するに、幕初屈指の人物なりとす。

(10) 春日局 (三四女高師) 齋藤利三の女にして、稻葉正成の妻なりしが、家光の乳母となり、補育の功著しく、秀忠の夫人、次子國千代を愛し、秀忠も亦、世子を代ゆるの意ありければ、局、竊に之を家康に訴へ、家光の儲位を重くせしことは、最も有名なる話なり。家光、職に上るに及び局、敏腕智謀を以て、大奥を整理し、政治を補佐して、非常の權勢を得、後、上京するや、特に後水尾天皇の拜謁を賜はり、二位に叙せられ、春日局の號を拜受せしは、實に異數の面目といふべし。

11) 御朱印船 (四〇高師、四一第四高學、四一海兵) 江戸幕府時代の一五を見よ。

12) 島原 (四〇女高師) 肥前國にあり。元和以來、松倉氏之を領して、虐政を施ししが、幕府、耶蘇教の禁令、嚴なるに及んで、信徒堪ゆること能はず、寛永十四年、遂に亂を發して、幕軍に征定せられたる所なり。

13) 出島 (三八山高商) 長崎港内にある島名にして、寛永十三年、耶蘇教嚴禁の結果、葡萄牙人を此處に移し、幕府の許可なくして、島内に入出入るを禁じ、嚴重に警備せらる一橋によりて、僅に島外の市街と交通するを得せしめしが、島原の亂後は、一切、外國人の來航を禁じ、獨り和蘭人のみ、此の島によりて、交易通商することを許せし、有名なる地點なり。

14) 池田光政 (三八女高師) 家光、家綱時代の備前侯にして、熊澤蕃山、津田永忠等を用ひて政治を勵み、學校を起して文學を勵まし、質素を獎めて課税を薄くし、實業を盛んにして民富を計り、教化大に行はれ、當時、名君の譽れ高かりし人なり。

15) 板倉重昌 (三九檢本) 勝重の第二子にして、大坂冬陣の時、東西成を行ふに際し、年正に十八歳なりしが、選ばれて神盟の血判を監する任に當りて、大坂城に入り、使命を全ふして名を揚げ、寛永十四年、島原の役、起るに及び、命を奉じて征討し、賊徒未だ滅せざるに、幕府更に、松平信綱を遣はしければ、漸憤の餘り、賊巢を冒して戦死したる人なり。

16) 宗門改 (三九東高商) 島原の役後、幕府は、耶蘇教を嚴禁し、海内の民をして悉く佛教に歸せしめ、寺僧に命し、宗門帳を作りて、一々人民の宗門を證せしめられたれば、人民は、生死嫁娶の事、一に寺僧の檢印を受くることとなりぬ。之を宗門改といふ。(宗門改帳は即ち戸籍にして、維新前まで、戸籍の事は、僧侶の興かりし者なり。)

17) 禁書 (三九東高商) 島原の役後、幕府は、外教を恐るるの結果、宗教上の經典は勿論、各種の書籍まで、かりにも、舶來の者ならば、一切讀むことを嚴禁したるをいふ。

18) 僧隱元 (三六女檢本) 明國福州の僧にして、名は隆珂、隱元は其の字なり。將軍徳川家綱、足利氏の記事に准して、禪刹一字を別建せんとせし時、招かれて我が國に歸化し、山城國宇治に黄檗山萬福寺を建て、黄檗派を創めし人なり。

1) 宮崎安貞 (四一商船) 安藝國廣島の人にして、將軍家綱の時、筑前黒田侯に仕へ、一旦辭して諸國を遊歴し、農業を視察し、種藝の法を究め、後、再び仕へて農業に従事し、村民を誘導し、専ら殖産興業に勉め、荒蕪を開墾したる農業家なり。其の著農業全書の如きは、十卷ありて、本邦農書の權輿なりとす。

(20) 酒井忠清

(三五檢豫、同女檢豫)

大老忠世の孫にして、徳川家臣中の門閥家なり。將軍

家綱、優柔にして、晩年政を顧みざるや、前代の良宰悉く逝きたれば、忠清大老となりて、威福を恣にし、頗る專權を極め、幕臣は、只、其の鼻息を伺ふことのみを勉め、遂に、下馬將軍と稱するに至れり。徳川氏の基礎、漸く弛むに至りしは、實に忠清の執政時代に生まれり。家綱薨し、繼嗣問題を生ずるや、忠清は、親王を迎へんことを主張し、何れも其の威勢に恐れて、反對する者なかりしが、獨り堀田正俊、侃然として屈せず、綱吉を擁立したれば、忠清、是れより勢力を失へり。

(21) 堀田正俊

(三五高師)

將軍家綱薨せし時、老中たりしが、酒井忠清に反對して、綱吉を擁立したれば、大に綱吉に用ひられて大老となりぬ。綱吉が、初世の政綱肅振は、主として

正俊の力に成りしものなり。然れども、其の施政嚴峻なりしが故に、却て四方の怨府となり、貞享元年、一族稻葉正休の爲めに、城中に殺されたり。

(22) 徳川光圀

(三九名高工、四〇女高師)

江戸幕府時代の二八を見よ。

(23) 小普請

(三三檢本)

徳川時代に於て。營中、諸官舎、増上寺佛殿、及び諸國の寺社等の修繕をいふなり。旗本の士にして、番直を免ぜられたる者は、職務なき代りに、金を出して、

(24)

犬公方

(三六地幼、三九地幼)

徳川五代將軍綱吉を、人民が呼びたる名なり。是れ綱吉

が、僧隆光の言に迷ひて、子なきは、前世多殺の報なりとし、殺生禁斷、殊に犬を愛撫すべき令を發し、中野に犬小屋を建てて、犬を飼養したれば、天下此の令に苦みて、犬公方と惡口したるなり。

(25) 伊藤仁齋

(三四高學)

綱吉時代の鴻儒なり。始め、宋儒の性理學を學びしが、中歳にし

て、其の孔孟の意に乖けるを看破し、古學を唱道し、門を開きて子弟を教授せり。前後其の教を受けし者、三千人の多きに及べりといふ。人となり、寛厚和緩、疾言遽色せず、人に接するに、一に誠を以てし、殊に父母に仕ふるに、奉養懈らざりしかば、細川侯欣慕の餘り、禮を厚ふして招きたれども、辭したりき。

(26) 側用人

(三八專檢)

徳川幕府の職名の一にして、老中の上申、並に其の他の事を、親しく上聞することを司り、常に將軍に侍するを以て、非常に權勢あり。綱吉の時、堀田正俊、

城中に於て刺されし以來、設けたる者なれども、常置の官にはあらず。

(27) 新井白石

(三六東高商)

名は君美、幼より穎悟にして、書をよくし、赤貧の間において、

頗る苦學し、博く諸般の學に通じ、識見甚だ高かりき。徳川家宣の甲府邸にありし時より、儒官として仕へ、其の將軍となるや、又、幕政に參與し、力を盡して時弊を濟はんとし、元祿の悪貨幣を改鑄し、世襲親王の制を定め、韓人來聘の待遇を改め、金銀の海外流失を防ぐなど、政治上に於ける功蹟大なり。白石、又、博覽強記にして、著書甚だ多く、凡そ三百餘種あり。其中、藩翰譜、讀史餘論、折焚く柴の記、西洋紀聞等、最も著名なり。實に徳川時代第一流の政治家並に學者なりと謂ふべし。(徳川幕府時代の三一を参照すべし)

(28) 荻原重秀 (三三第一高學) 綱吉時代の勘定奉行にして、命を奉じ、金銀の貨幣を改鑄して元祿金といひ、品質粗悪なるを以て、物價騰貴し、大に天下の怨を買ひたりしが、家宣の時、新井白石の爲めに、其の奸を發かれて退けられたり。

(29) 定免見取 (三四檢本) 徳川時代に於ける、租稅徵收法にして、委しくは、定免取、檢見取といふ。毎年作物の豊凶を調査して、其の年の賦租を定むるは、檢見取にして、五年又は十年の租額を、平均して租率を定め、一定の年限内は、年の豊凶に關係なく、定租を納めしむるは、定免取なり。

(30) 足高 (三六東高商) 八代將軍吉宗の時、人才登庸の爲めに、創置したるものにして、職の高下によりて役高を定め、就職者の世祿が、其の役高に満たざる時は、不足の分を増給し、職を罷むれば、もとの世祿に復する制なり。

(31) 享保の治 (三七東高商) 徳川八代將軍吉宗が、民政に注意し、刷新する所多く、天下太平なりしを以て、其時代の年號によりて、かくいふなり。(委しくは江戸幕府時代の三四を見よ)

(32) 御三卿 (三三第三高學) 田安、一橋、清水の三家をいふ。將軍に嗣なく、御三家にも、後嗣たるべき者なければ、御三卿の中にて、職を襲ぐべき資格あるなり。八代吉宗の時、二子宗武を田安に、三子宗尹を一橋に居らしめ、九代家重の時、二子好重を清水に居らしめしに起れり。

(33) 竹内式部 (三三高師、三四高學) 越後の人にて、將軍家重の頃、京都に入りて徳大寺家の士となり、諸公卿の間に交り、山崎闇齋の垂加流の神道を奉じて、盛に王道を唱へ、王政復古の起らんとする形勢なりければ、幕府の忌憚に觸れて、重追放に處せられたり。是れ實に、尊王論の魁をなしたるものといふべし。

(34) 圓山應舉 (三六高師) 丹波の人にして、家重より家齊時代に至るまでの畫家なり。始め、狩野派の畫を學びしも、敢て規矩に泥まず、花鳥草木の寫生を主として、遂に一新軌軸を出せり。世に圓山風又は四條風といふ。

(35) 松平定信 (四〇女高師) 江戸幕府時代の三九を見よ。

(36) 中井竹山 (四〇檢本) 寛政前後の有名なる儒者にして、名を積善といひ、竹山は其の號なり。人となり、容貌魁偉、氣宇卓犖、毫も腐儒の體なく、夙に宋學を奉ずれども、林、山崎兩派の唱道する朱氏學派以外に卓出し、其の詩文は、雄渾雅健にし、時人争ふて之を誦せり。執政松平定信、大阪を巡視せし時、召されて其の諮詢に答へ、草茅危言なる政書を奉りたり。著書頗る多し。

(37) 林子平 (三五、三七、四〇の女高師) もと、江戸の人なりしも、仙臺に住し、夙に大志ありて四方に周遊し、海外の事情に通じて、海國兵談、三國通覽を著して、大に邊防の必要を説きたれば、幕府の忌憚に觸れて、寛政四年、遂に禁錮せられ、其の六無の歌は、世に愛稱せらる。徳川時代、外寇を憂へたるは、子平を以て始めとなす。

(38) 近藤守重 (四一第一高學) 通稱は、重藏といひ、もと、幕臣なり。寛政年間、邊要警備のこと起り、選ばれて蝦夷を巡檢し、擇捉島に至りて露人を追ひ、標柱を建てて、天長地久日本國といふ。是れより、日露の境界、始めて定まれり。又、學才ありて、著書凡そ四十部あり。邊要分界圖要、外蕃通書等、最も著名なるものなり。

(39) 伊能忠敬 (三八檢豫) 下總の人にして、夙に星曆の學を好み、寛政年間、江戸に出て西洋曆法を學びしが、殊に測量學に精しく、幕命を奉じて全國を跋渉し、悉く測量して之を圖記し、十八年にして日本輿地實測圖を作れり。是れ本邦地圖の始めなり。

(40) 松平信明 (三八檢本) 有名なる松平信綱の裔にして、寛政年間、松平定信の執政中、登庸せられて老中となり、定信を助けて寛政の美政をなし、間もなく、定信の辭職するや、其の遺旨を承け、主として政務を掌り、公武を融和し、一旦一橋治濟と、感情を衝突して、辭職したれども、久しからずして復職し、文化の末まで、老中として功蹟ありき。人となり、聰明果斷なりしを以て、世に智慧小伊豆と稱せられたり。

(41) 杉田玄白 (三九檢豫) 將軍家治時代の有名なる醫者にして、蘭學に通じ、明和年間、前野良澤、桂川甫周、中川淳庵等と計りて、蘭書、人身内景圖説の翻譯に従事し、四年にして功を竣へ、名づけて解體新書といふ。是れ本邦蘭書翻譯の始めなり。

(42) 羽太正養 (四〇檢豫) 幕臣にして、享和、文化の間、函館奉行として北海道に赴任し、露人の南下を防止し、財政を整理し、土人を撫育し、蝦夷經營に偉蹟を立てたる人なり。器量識見衆に勝れ、殊に文才ありて、其の著林光明記は、北地に關する最良の史料たり。

(43) 司馬江漢

(四一山高商)

徳川家治、家齊時代の人にして、名を峻といふ。始め、書を鈴木春信、谷文晁等に學びしが、當時、洋畫未だ開けざるを以て、奮つて長崎に到り、洋畫を學び、油繪及び銅版の繪を製し、頗る巧妙を極めたり。我が國、洋畫の起れる、實に江漢を率先者となす。著書、亦多く、春波樓畫譜、最も名あり。

(44) 水野忠邦

(四〇女高師、四一高師)

遠州濱松の領主にして、越前守と稱せり。將軍家慶に用ひられて、老中となり、幕政の弛緩、風俗の紊亂を憂へ、寛政の治を復せんと欲して、風俗を改良し、勤儉の令を布き、學教を奨勵し、兵制を改革したり。世に之を天保の改革といふ。然れども、改革餘りに急激にして、政令苛酷に流れしを以て、失敗に了りたり。(江戸幕府時代の四三を参照せよ)

(45) 鳥居耀藏

(三七檢本)

林述齋の次子にして、人となり、陰險猜忍、權略に富み、天保年間、水野忠邦に信用せられ、夙に儒學を尊んで西學を排斥し、江川太郎左衛門と浦賀を測量して衝突し、高野長英、渡邊華山を誣ひて罪辭に陥れ、高島秋帆を讒じ、叛逆を強いて死刑に處せんとし、矢部定謙を構陷し、代つて江戸町奉行に登用せられ、其の他、功を奪ひ、冤を罪せし事蹟頗る多く、世に蝸耀藏と綽名せられたり。天保改革の成らざりしも、忠邦

が、かかる人物を用ひしが爲めなり。後、罪跡悉く發露して、讃岐に謫せられ、明治六年に至りて病歿せり。

(46) 葛飾北齋

(三九山高商)

寛政より嘉永に至るまでの有名なる畫工にして、淨世繪に則れども、和漢の諸流學ばざるなく、又、巧妙ならざるなく、遂に一機軸を出したり。其の畫きし者、多くは、海外へ輸出せられ、幽靈の圖、最も珍賞せらる。

(47) 渡邊華山

(三九專檢、三九女高師)

田原侯の臣にして、天保の始め、藩政に參して治蹟あり。夙に海防の忽にすべからざるを見て、洋學を修め、後、江戸に出て、高野長英等と交り、幕府が、外人を逐はんとするの否を唱へ、缺舌小記、慎機論等を著はししが、幕府に忌まれて禁錮せられ、後、自殺したり。

(48) 高野長英

(三六檢像)

陸奥の人にて、蘭學を學び、醫に通じ、文政の頃、長崎に至り、蘭人に就いて、蘭學と醫術とを學び、後、江戸に出てて醫を業とし、渡邊華山と親交あり。天保九年、幕府が、英人モリソンの來航を逐はんとするを聞き、夢物語を著はして、外國の形勢事情を述べ、大に攘夷の不可を論ぜしが、捕へられて禁錮せられたり。後、逃れて伊豫に走り、宇和島藩主に用ひられ譯官となりしも、再び江戸に歸り、捕吏と戦ひて死せり。

(49) ペリー (四〇山高商) 米國の海軍提督にして、嘉永六年、米國の使節となり、軍艦を率ひて相州浦賀に來り、通商を求めしが、幕府、明年確答すべきを約したれば、安政元年、約の如く再航し、遂に神奈川條約を結び、我が國をして下田、箱館の二港に限り、薪水食料を給することを、許諾せしめたる人なり。

(50) 阿部正弘 (三四檢本) 水野忠邦が、天保の改革に失敗して、退きたる後を、引受けて老中となり、嘉永年間、米使の來航するや、水戸齊昭を起して幕議に參せしめ、大に國事に盡力したるも、世事日に非なるを見て、自ら重任に居て、爲すなきを愧ぢ、殊更に、酒色に耽りて羸弱を招き、安政四年に歿しぬ。

(51) 堀田正篤 (三六檢本) 下總佐倉の城主にして、寺社奉行、大阪城代を経て、天保の末、老中となりしも、幾もなくして罷め、安政年間、再び出て老中となりぬ。當時、米使ハリス、來航して、開港を要請しければ、主として開港説を執り、水戸齊昭等と論難し、京師に至りて勅許を請ひしも聽されず、遂に井伊直弼と共に、力を協せて開港の方針を進め、安政五年、假條約に調印し、大に物議を招き、職を罷められて、後、禁錮せられたり。性、學を好み、能く封内の民を撫し、治蹟顯著なりきといふ。

(52) 井伊直弼 (三八高師) 江戸幕府時代の四六を見よ。

(53) 徳川齊昭 (四一第六高學) 幕末の水戸侯なり。賢明にして識見甚だ高く、封内能く治まり、又、夙に勤王の志あり。嘉永年間、米使浦賀に來るや、召されて幕府の諮詢に預り、開港の不可を論じ、安政年間、堀田正篤等と辯難して、議遂に合はず。會々將軍家定薨するや、其の子慶喜を立てんとしたるに、大老井伊直弼に拒まれ、却て禁錮の刑に處せられ、事皆志と違ひぬ。然れども、其の家臣等、直弼を櫻田門外に要殺して、怨を報ゆることを得たり。齊昭、曾て書を朝廷に上りて、上古の諡法を復し、以て、上皇に光格天皇の諡を上れり。

(54) 蕃書調所 (四一海機) 安政三年、江戸九段坂下に建設したる洋學校にして、西洋學を專修し、傍ら翻譯書の誤謬を正す所なり。後、洋書調所と改稱し、更に、開成校と改稱したり。

(55) 吉田松蔭 (三八一高師) 長門の藩士にして、寅次郎と稱し、松蔭は其の號なり。夙に尊王攘夷の説を唱へ、兵法に精しく、古今の史書に通し、佐久間象山に師事するに及び、其の感化を受けて、深く心を海外の事に留め、外遊の爲め、一たび露艦に投ぜんして得ず、再び米艦に投ぜんとして復た成らず、遂に禁錮せられたり。後、高部詮勝の朝命に抗するを見て、慷慨劍を杖いて東上し、之を刺さんと欲し、捕られて斬に處せられぬ。時に年廿九、惜むべ

し。其の松下塾の同志門弟は、多くは維新に功ありき。

(56) 佐久間象山

(三八女高師)

信州松代の藩士にして、洋學に通じ、又、造艦築城の術を修め、嘉永六年、米艦の來航するや、十策を獻じて用ひられず、翌年、吉田松蔭の事に坐して獄に下されぬ。後、赦されて京都にありて、頻りに開港説を主唱したりしが、攘夷黨の志士に殺されたり。

(57) 布衣

(三四檢豫)

狩衣と其の製法異なることなく、地紋あるを狩衣といひ、紋なきを布衣といふ。徳川時代、諸家束帯の時、供奉する無位無官の青侍、之を着用する制なり。故に、無位無官の者を布衣といふ。又、旗本に布衣といへる役名あり。

明治時代

一 明治維新の大業の成りし所以(三四女高師)

維新大業の成りしは、其の所因一にして足らずと雖も、(一)學問漸次發達

して、人々大義を辨ずるに至り、水戸光圀の大日本史を始め、有志者の著述は、勤王の精神を鼓舞したりし事。(二)竹内式部以來、志士續出して、尊王抑幕の主義を唱道し、賀茂、本居等の國學者之に和し、國體を明かにして、人心を刺撃したりし事。(三)徳川幕府の内部に於て、自ら衰微の狀を呈したりし事。(四)嘉永以來、外交の困難は、遂に直接の誘因となり、幕府が、其の措置を誤るに及んで、攘夷論は轉して尊王倒幕論となりし事。(五)薩長二薩を始め、全國の志士は、潜かに朝廷と結托し、幕府の衰亡に乘じて奮起したりし事。(六)土佐藩主山内豐信、天下の大勢を洞察し、將軍慶喜に説いて、大政奉還を勧誘したりし事等は、重なるものなり。而して、蘭學者流の西洋的智識思想も、亦多大の成因をなせり。(江戸幕府時代の四一及び同四九を参照せよ。)

二 維新の原因を述べよ(四一第四高學)

明治時代の一を見よ。

三 王政復古の始末(三五商船)

慶應三年、將軍慶喜、大政を奉還するや、朝廷は、天下の諸侯を會して、大に國是を議し、三條實美以下七卿、及び毛利慶親父子の官職を復し、尋で、詔して攝關將軍以下從來の官職を廢し、新に總裁、議定、參與の三職を設け、有栖川宮熾仁親王を總裁とし、皇族、公卿、諸侯の有力なる者を議定とし、諸藩の家臣及び公卿の功ありし者を參與とし、佐幕の皇族公卿二十餘人を黜けて、天皇萬機を親裁し給へり。是に於て、大政始めて朝廷に歸し、從來の諸弊を洗滌することを得たり。之を王政復古といふ。(江戸幕府時代の四七、及び四八を参照せよ。)

四 鳥羽伏見の戰(四〇士官)

原因 (一)慶喜、大政を奉還するや、會津、桑名兩藩を始め、幕臣中に

は、之を喜ばざる者多かりしに。(二)朝廷、王政復古の大改革あるや、慶喜、二條城にありて之を聞き、一二大藩の幼帝を挾みて、威福を弄するに出づるものとなし、幕臣中にも、大に之を憤れる者ありしが。(三)薩長の二藩は、部下に英士多く、巧に朝廷の信用を博し、茲に端なく、勤王、佐幕兩黨の軋轢を生じたり。(四)慶喜、怒りて大阪に下り、尾越二藩、百方慰諭する所ありしも、會江戶に於て、薩藩の浪士と、幕臣との衝突ありて、其の報至りければ、慶喜大に憤怒し、遂に戰爭となるに至れり。

戰況 明治元年正月、慶喜は、討薩の表を齎して、會津、桑名の兵を先鋒となし、上洛せんとしたりしに、薩兵、伏見を守り、長兵と連合して邀へ撃ち、遂に大激戰となり、嘉彰親王、亦錦旗を翻して之に向ひ給ひければ、幕軍連戰大に破れて、兵皆潰走せり。

結果 (一)慶喜は、恐懼爲す所を知らず、汽船に乗り、江戶に走りて謹慎

し。(二)朝廷は、慶喜以下の官爵を削り、更に征討を布告し、諸藩に令して去就を決せしめ。(三)此の一戦は、實に明治大業の確立する基となりたり。

五 五條の御誓文(四一第五高學)

明治元年三月、今上天皇陛下が、公卿諸侯を率ひて、天神地祇を祭り、五事を誓約して、國是を定め給ひしものにして、有名なる者なり。(一)廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。(二)上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。(三)官武一途、庶民に至るまで、各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。(四)舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。(五)智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

六 版籍奉還廢藩置縣の事蹟(三九檢豫)

版籍奉還 大政奉還と共に、幕府の領地は、既に公に歸したりと雖も、

諸藩は、尙ほ奮に仍りて、土地人民を私有し、統一の政を布き難かりしが故に、參與、大久保利通、木戸孝允等、大に之を憂へ、各其の藩に歸りて、藩主に説くに、封土の奉還を以てしたるに、藩主之を嘉納し、土肥二藩も亦之に賛し、明治二年正月、四藩主連署上表して版籍奉還を請ひ奉り、列藩亦、相踵ぎて之に做ふに至りしかば、朝廷乃ち其の請を允して、悉く藩封を收め、舊藩主を以て知藩事に充て、其の藩内の政務を行はしめられぬ。

廢藩置縣 明治時代の七を見よ。

七 廢藩縣の顛末(四〇高學)

明治二年、版籍奉還を行ひしと雖も、各藩の積習、遽かに變ずべからず。士民或は、知藩事を重んじて、朝命を輕んずる傾向ありければ、木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通等相謀り、藩を廢して、實權を朝廷に收めん

ことを主張し、各其の舊藩の地に歸りて藩知事と謀り、更に相携へて高知に至り、板垣退助と議する所あり。諸藩の知事、亦上表して廢藩置縣の可なるを奏する者あり。是に於て、四年七月、天皇は、勅して廢藩置縣を布告し給ひ、新に地方官を命じ、舊藩知事は、悉く華族に列し給へり。是れより、土地、人民皆朝廷に直隸し、政令一途に出づるに至り、内治大に舉りぬ。

八 明治四年に藩を廢して縣を置かれたる始

末の大要(三五女高師)

明治時代の七を見よ。

九 明治七年臺灣征伐(三七地幼、四〇地幼)

臺灣は、古高砂と稱へし一島にして、東部を生蕃といひ、習俗頗る獍猛なり。明治四年、琉球の民數十名、漂流して生蕃に虐殺せられ、六年

小田縣の民四名、亦漂流して害に遇ひたれば、我が國は、外務卿副島種臣を全權大使として、清國政府に質す所ありしに、清廷答ふるに、臺灣は、化外の地なるを以てしたり。是に於て、七年、陸軍中將西郷從道を都督となし、(谷干城、赤松則良參軍たり) 征臺の軍を發し、五月、從道進んで臺灣に至り、強蕃牡丹社を巢滅し、其の他の部落をも降しぬ。然るに、清國は、急に前言を翻し、全島皆、清國の版圖なることを唱へて抗議したれば、我が國は、大久保利通を大使とし、清國に遣はして辯論せしめ、一時は、談判破裂の模様ありしも、英國公使の仲裁によりて、清國は、五十萬兩の償金を出して、事落着し、征臺軍も皆、歸國したり。

一〇 樺太千島交換の顛末(三八東高商)

江戸幕府の北海經營策は、容易に擧らざるのみか、露國南下の勢を防止すること能はずして、安政二年の下田條約により、擇捉以南は、本邦の領屬

とし、以北は、露國の所有となり、又、慶應三年、樺太は、日露兩國人雜居の地と確定したりしが、明治八年に至り、我が國は、露國駐在公使榎本武揚をして、露國と協議せしめ、斷然、樺太全部を放棄して露國に與へ、千島の全部を、我が領有として交換しぬ。是れより、北海に於ける日露の紛擾、始めて止みたり。

一一 千島樺太の交換(三九海兵)

明治時代の一〇を見よ。

一二 西南戦争の大略を示せ(三四海兵)

原因 西郷隆盛、維新の大功あり、明治六年の征韓論に議合はずして、桐野利秋、篠原國幹以下を率ひて鹿兒島に歸り、私學校を起して、子弟を養成したりしに、明治十年、鹿兒島出身の警部等、歸國して、其の状を探るに及んで、私學校黨は、憤激して隆盛を挑發し、遂に君側を清むるを名として、兵を擧ぐるに至れり。

戦況 明治十年二月、隆盛一萬五千人を率ゐて熊本に向ふや、應ずる者相踵ぎ、進んで熊本城を包圍したり。司令長官谷干城は、固守防戦し、朝廷は、隆盛以下の官爵を削り、熾仁親王を征討總督に任じ、山縣有朋、河村純義を參軍として之を伐たしめれば、隆盛、兵を分ちて田原坂の險に據り、勢最も猖獗を極め、激戦十七日に亘りて、官軍漸く之を抜くことを得たり。されど、未だ熊本との連絡を通ずること能はざりしが、參軍黒田清隆、八代に上陸して、進撃するに及び、始めて熊本城との連絡を通ずること得、是れより隆盛、連戦皆破れて、日向より鹿兒島に退き、九月隆盛以下、城山に於て、皆自殺せり。

結果 (一)彼我の死傷多く、數多有望の人才を失ひしこと。(二)長崎に臨時裁判所を設け、河野敏鎌をして大山綱吉、池邊吉十郎以下、數萬人を處

刑したりしこと。(三)政府は、財政の缺乏甚だしく、巨額の紙幣を發行したること。(四)戦區に當りし九州地方の人民は慘憺たる侵害を受けて、産を失ふもの少らざりしこと。(五)維新後、政府の施設に不平ある毎に、動もすれば、政府を覆さんことを計る者ありしが、此の亂後、全く跡を絶ちたること。

一三 赤十字の起原並に我國加盟の年を問ふ

(三六高學)

赤十字社の起原は、拙著最新高等西洋史を見よ。

我が國が赤十字社に加盟したるは、明治十九年(西曆一八八六年)なり。

一四 日清天津條約に就きて知る所(三九海兵)

明治十五年頃より、朝鮮には、獨立、事大の二黨ありて、事毎に軋轢し、獨立黨は、我が國に頼り、事大黨は、清國に頼り、紛擾絶ゆるとなかりしが、

明治十七年、獨立黨は、亂を起して事大黨の大官數人を殺し、國王を擁し、我が兵をして王宮を衛らしめたり。然るに、清の大兵至るや、國王は忽ち清軍に投じ、清軍は、獨立黨を破りて、我が公使館をも焼きたれば、我が國は、井上馨を遣りて其の罪を問ひ、更に、伊藤博文を天津に遣はして、清の李鴻章と會見協議し、(一)朝鮮にある兩國の兵を撤し、(二)朝鮮に兵を出すことある時は、兩國互に通知することヲ約せしめたり。(是れ即ち、世に名高き天津條約なり。(拙著最新高等東洋史を参照せよ))

一五 明治十八年に締結せられたる天津條約に就きて知る所を記せ(四〇海機)

明治時代の一四を見よ。

一六 日清戦争の原因如何(四〇山高商)

(一)維新以來、我が國は、荐りに朝鮮を啓發せんことを勉めたれども、清

國は、常に之を妨害したり。(二)明治十八年、天津條約を結びて、朝鮮に於ける日清の權力は、同等なりしも、清國は、常に之を屬國視し、殊に十七年の甲申の亂以來、清國の勢力益々盛なりき。(三)明治廿七年、朝鮮に東學黨の亂起るや、清國公使袁世凱、久しく朝鮮にありて、王妃並に閔族と結托して、其の政治に關涉したる時なりしかば、清國は、屬國の亂を鎮むと稱して出兵したれば、我が國も、天津條約に基きて、兵を朝鮮に送り、公使館及び居留民を保護し、公使大鳥圭介をして韓廷に協議せしめ、更に、清國に勸むるに、相協同して朝鮮の内政改良を以てしたり。然るに、清國は、之に應ぜざるのみならず、却て我に向つて撤兵を迫り、益々兵を出したれば、其の軍艦は、豊島沖にて、我が軍艦と衝突し、同時に朝鮮王は、大鳥公使に托するに、清兵の斥攘を以てし、かくて、日清の大戦役は開かれたり。

一七 徳川幕府末及び維新以來學制の沿革

(四〇商船)

徳川幕府末には、昌平校ありて、漢學を教授し、蕃書調所は、開成校と改名して、洋學を教授する所たりしが、明治二年、昌平校を改めて大學校となし、和漢の學を教へ、又、開成校を南校と改稱して、洋學を講し、別に醫學所を東校と稱へて、醫學を授け、共に大學校の附屬たらしめぬ。三年、大中小の制を定めて、大學生に海外留學を命じ、尋で、東京、京都には、中學校を設け、四年文部省を設置して、學政を總轄せしめ、五年には、學制を改正して、全國の男女六歳以上は、皆學校に入らしめ、師範學校を各地に建てて、教員を養成せり。八年、東南兩校を合して東京大學となし、順次學制を改定し、教育令を發布し、學習院、陸軍士官學校、工部大學、農林學校等、前後設立せられ、後又、東京大學を改めて帝國

大學と改稱し、工部農林をも之に合せ、その他、高等師範學校、高等商業學校、工業學校、美術學校等も設立せられ、明治二十三年には、教育勅語の下賜ありて、教育の本旨茲に定まり、社會の進歩と共に、多少の改正ありて、以て、今日の盛運を見るに至れり。

雜 (人名地名辭名等)

- (1) 王政復古 (三五地幼) 明治時代の三を見よ。
- (2) 征韓論 (三八海兵) 維新以來、我が政府より、再度修交使を、朝鮮に派遣したるに、彼れ拒んで受けざりしかば、明治六年、西郷隆盛、主として之を征伐することを唱へ、後藤象次郎、副島種臣、板垣退介、江藤新平等の參議之に賛し、勝安房、大隈重信、及び當時海外派遣中の大久保利通、木戸孝允以下の大使一行は、歸りて之に反對し、議論頗る沸騰したりしが、勅裁を請ふに及んで、非征韓論者勝を制し、隆盛以下の征韓論者は、皆蹶然冠を掛け、廟堂を去りて、故山に歸臥するに至れり。而して、佐賀の亂を始めとして、内亂の續出せしは、其の因を、征韓論の不平に發する者と謂ふべし。

- (3) 馬關 (四一海兵) 山口縣長門の國にありて、下の關とも、赤間ヶ關ともいふ。明治二十七八年、日清戦争の終局に、我が伊藤博文と清の李鴻章と、媾和條約を締結したる所なり。
- (4) 下の關 (四〇地幼) 明治時代雜の(3)を見よ。尙ほ、文久五年に、長藩が、米佛兩國の軍艦と戦ひしことも、附記すべし。

明治時代

二六二

最新受驗高等日本史終

明治四拾壹年拾二月一日印刷

明治四拾壹年拾二月五日發行

高等日本史

定價四拾錢

著者

吉留丑之助

發行者

大葉久吉
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

發行者

吉岡平助
大阪市東區備後町四丁目三十七番地

印刷者

青木弘
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地



發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶

文

館

株式會社 秀英舍第一工場 印刷所

明治時代

二六二

最新高等日本史終

最新高等日本史正誤

頁	行	誤	正
一一〇頁	二行	三三△地幼	三四〇地幼
一二六頁	一行	三四△地幼	三五〇地幼
二〇八頁	十一行	三三△地幼	三四〇地幼
二一二頁	十三行	三四△地幼	三五〇地幼
二三七頁	十四行	三六△東高商	四〇〇女高師
二四五頁	十行	三八△高師	三八〇女高師
二五三頁	十行	三八△東高商	三八〇商船
二六〇頁	六行	三五△地幼	三六〇地幼

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶

文

館

弘 助 口

場工一第舍英秀會株式 所刷印

最新歷史受驗參考叢書

東京工商中學校教諭

吉留丑之助著

最新受驗 高等日本史

洋裝袖珍全壹册
定價金四拾錢
郵稅金四錢

最新受驗 高等東洋史

洋裝袖珍全壹册
定價金四拾錢
郵稅金四錢

最新受驗 高等西洋史

洋裝袖珍全壹册
定價金四拾五錢
郵稅金四錢

最新九年間文部省教員檢定官立諸學校入學試驗歷史科問題集

洋裝全壹册 定價金拾五錢 郵稅金貳錢

東京寶文館發兌大阪

寶文館高等學堂參考書

文學士 桑駒吉著 東洋大歷史

全一卷 定價金壹圓貳拾錢
小包料金拾五錢

東洋大內高等女學校校長 伊賀駒吉著 東洋四千年史

全一册 上製脊皮 定價金貳圓五拾錢
郵稅金拾貳錢

第一高等學校教授理學士 森總之助著 最新物理學講義

全一册 上製 定價金壹圓七拾錢
小包料金拾貳錢

東京島等師範學校教授文學士 吉田靜致著 倫理學要義

全一册 脊皮上製 定價金貳圓
小包料金拾貳錢

東京帝國大學文科大學助教授文學博士 福友吉著 心理學講義

全一册 脊皮上製 定價金貳圓八拾錢
小包料金拾六錢

山本諸官立學校入學受驗準備書

全一册 洋裝美本 定價金六拾錢
送利金八錢

寶文館學生座右之友

<p>正則中學校教諭 竹內松治著</p> <p>●新式漢文捷徑初步</p> <p>全洋一册裝</p> <p>定價金四拾錢 郵稅金四拾錢</p>	<p>正則中學校教諭 竹內松治著</p> <p>●新式漢文捷徑</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金六拾錢 郵稅金八錢</p>	<p>明治大學教授 服部躬治著</p> <p>●新式青年書翰文</p> <p>全洋一册裝</p> <p>定價金四拾五錢 郵稅金六錢</p>	<p>明治大學教授 服部躬治著</p> <p>●新式女子書翰文</p> <p>全洋一册裝</p> <p>定價金四拾五錢 郵稅金六錢</p>	<p>法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編</p> <p>●最新英語獨修初步</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金六拾錢 郵稅金八錢</p>	<p>法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編</p> <p>●最新英語獨修書</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓壹拾錢 郵稅金壹圓</p>	<p>法學博士 和田垣謙三贊助 中學英語研究會編</p> <p>●最新高等英語獨修書</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓貳拾錢 小包料金八錢</p>
---	--	---	---	--	---	--

寶文館發行辭典

<p>京都帝國大學教授 文學士 朝永三十郎著</p> <p>●增訂哲學辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金貳圓參拾錢 小包料金拾貳錢</p>	<p>明治大學教授 文學士 內海弘藏著</p> <p>●讀書作文辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢</p>	<p>文學士 三島中洲監修 池田蘆洲輯著</p> <p>●故事熟語辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓貳拾錢 小包料金拾貳錢</p>	<p>清國北京大學教習 文學士 坂本健一著</p> <p>●增訂外國辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓貳拾錢 小包料金八錢</p>	<p>盛岡高等農林學校教授 法學士 田湯慶彌著</p> <p>●法律經濟辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金壹圓</p>	<p>寶文館編輯所編纂</p> <p>●英和最新商業辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金貳圓貳拾錢 小包料金拾貳錢</p>	<p>寶文館編輯所編纂</p> <p>●學小各科教材大辭典</p> <p>全上一册裝</p> <p>定價金貳圓八拾錢 小包料金拾六錢</p>
--	---	--	--	--	---	--

22-55

書術算行發館文寶

● 算術俱樂部
理學士 國枝元治 校閱 後藤靜香 著

全洋一册裝

定價金四拾五錢 郵稅金六錢

● 長澤龜之助 撰著 訂正再版 適用 數學辭書

全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

● 長澤龜之助 撰著 訂正再版 代數學辭典

全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

● 長澤龜之助 撰著 訂正增補再版 幾何學辭典

全上壹册製

定價金壹圓 小包料金八錢

● 長澤龜之助 撰著 問題續幾何學辭典

全上壹册

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

● 長澤龜之助 撰著 問題三角法辭典

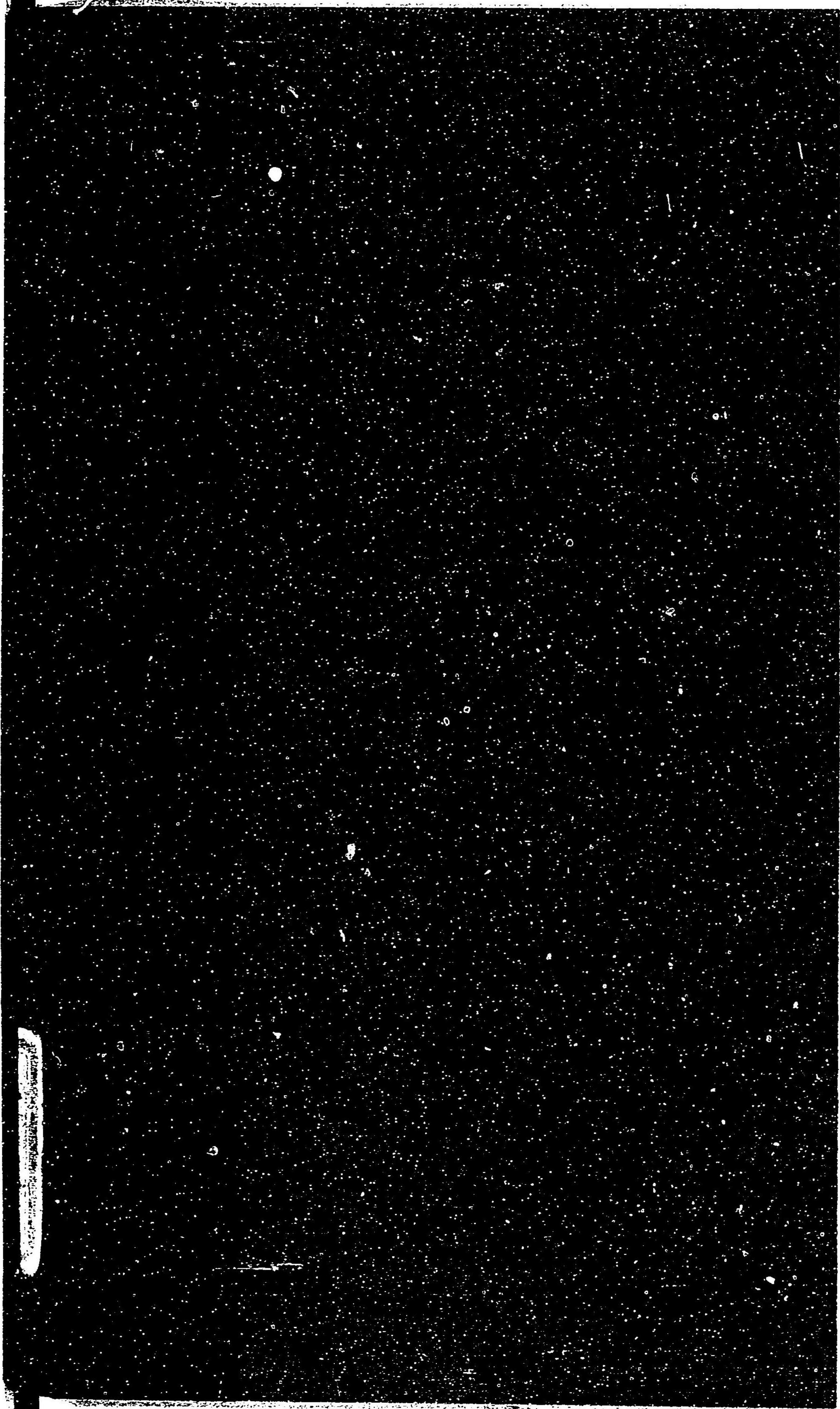
全上壹册製

定價金一圓五拾錢 小包料金拾貳錢

● 長澤龜之助 撰著 問題算術辭典

全上壹册製

近刊



049664-001-2

特54-940

文部省教員検定官立諸学校入学試験問題要解

(最近九年間)

吉留 丑之助 / 著

M41

BEM-0368

